# しょう じ しゃけんりょうごじょうれいけんとうぷろじぇくと ほうこくしょ 障がい児・者権利擁護条例検討プロジェクト<報告書>

じょうれいせいりつ とく あんけーとかいとうしゅう ~条例成立までの取り組み・アンケート回答集~

みんしゅとう どうみんれんごうぎいんかい 民主党・道民連合議員会

### じょうれいせいりつ ほうこく おれい条 例成立のご報告と御礼

みんしゅとう どうみんれんごうぎいんかい しょう じ しゃ けんりょうごじょうれい 民主党・道民連合議員会「障がい児・者の権利擁護条例」

「けんとうぷろじぇくとちーむかいちょう はやし ひろふみ 検討プロジェクトチーム会長 林 大記

0ごろ 0 しえん きょうりょく こころ かんしゃ もう あ 日頃からのあたたかいご支援、 ご 協 力 に 心 か ら 感 謝を申し上げます。

さくねん しょう しゃ けんりょうごじょうれいかしょう きくてい む あんけーとちょうさ さて、昨年「障がい者の権利擁護条例(仮称)」策定に向けましたアンケート調査などへの  $^{\epsilon_{s,j}}$ りょく いけん じょうれいさくてい おお ちから ご 協力、そして貴重なご提言やご意見をいただき、条例策定への大きなお力をいただき、条例策定への大きなお力をいただきましたことに、衷心より厚く御礼申し上げます。

ったし みんしゅとう どうみんれんごう じみんとう どうみんかいぎ きょうぎ つ かさ さいしゅうてき これまで 私 ど も 民主党・道民連合は、自民党・道民会議との協議を積み重ね、最 終 的 ちょうせい おこな きょうさんとう のぞ かくかいはきょうどうていあん かんきょう ととの がつふつか な 調 整 を 行 い 、 共 産 党 を除く各会派 共同提案という環境が整い、3月2日に どうぎかいほけんふくしいいんかいいいんきょうぎかい 道議会保健福祉委員会委員協議会において、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びしょう しゃおよ しょう じ けんりょうごなら 道議会保健福祉委員会委員協議会において、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びしょう しゃおよ しょう じょうれい あん にゅう かい 者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例(案)」として ていあんしゃ しゅしせつめい しつぎ おこな 提案者の主旨説明と質疑が行われました。

ご ていれいどうぎかいほんかいぎ せいしきていあん がっ にち ほけんふくしいいんかい そしてその後の定例道議会本会議で正式提案がなされ、3月27日の保健福祉委員会での さいけっ ぜんかいっち どうじっしんや ほんかいぎ かけっ せいりっ採決で全会一致、同日深夜の本会議で可決・成立となりました。

じょうれい かなら じゅうぶん きょうぎ けっか けんりょうご さべつ かいしょう ぎゃくたい 条 例 は 必 ずしも 十 分 ではありませんが、協 議 の結果、権利擁護、差別の 解 消 や 虐 待 の きんし ごうりてきはいりょ もんごん と い せいか せんりょう はんこく はっしん 禁止、合理的配慮などの文言を取り入れるなどの成果があり、おかげさまで全国に発信できるないよう おも 内 容 になったものと思います。

<sup>かん</sup> かんけいかくい きょうりょく かんしゃもう あ この間における関係各位のご 協 力 にあらためて感謝 申 し上げます。

じょうれいせいりつご きそく さくてい ぐたいてき しさく てんかい つう みなさま よ 条 例 成立後は、規則の策定、具体的な施策の展開などを通じて、皆様から寄せられましたしょう しゃ けんりしんがいなど もんだいかいけつ ふだん と く どう たい じったい はあく 「障がい者の権利侵害等」の問題解決に不断に取り組むとともに、道に対しては実態の把握、こうどうけいかくなど もくひょうせってい もと 行動計画等の目標設定を求めてまいります。

くに たい しょうがいしゃじりっしえんほう かいせい しょう しゃさべつきんしほう しょう しゃ また、国に対しては、「障害者自立支援法」の改正、「障がい者差別禁止法」「障がい者ぎゃくたいぼうしほう せいてい しょう しゃ けんりょうご し ほう せいび もと か 虐待防止法」制定など、障がい者の権利擁護に資する法の整備を求めてまいりますので、変わしどう ねが らぬご指導をよろしくお願いいたします。

みなさま けんしょう たこう いの ほうこく おれい か 皆 様のご 健 勝 とご多幸をお祈りし、ご報 告と御礼に代えさせていただきます。

#### みんしゅとう しょう しゃけんりょうごじょうれい あん 民主党「障がい者権利擁護条例(案)」

さくてい む きほんてき かんが かた 策定に向けた基本的な考え方

きあん ほっかいどうぎかい みんしゅとう どうみんれんごうぎいんかい 【起案】 北海道議会 民主党・道民連合議員会

しょう じ しゃけんりようごじょうれい かしょう けんとうぷろじぇくとちーむ 「 障 がい児・者権利擁護 条 例 (仮称)検 討 P T 」

#### いんよう さんこう 【引用/参考】

しょうがいしゃせいさくけんきゅうぜんこくじっこういいんかいないさぎょうちーむ・障害者政策研究全国実行委員会内作業チーム

しょうがいしゃさべつきんしほうあん 「障害者差別禁止法案」

- さっぽろし こ さいぜん りえき じつげん けんりじょうれい ・ 札幌市「子どもの 最 善の利益を 実 現 するための権利 条 例 」
- でいーぴーあいにほんかいぎ しょうがいしゃしみんあん ・ D P I 日本会議「障 害 者 市民案」
- みんしゅとうしょう しゃせいさくさぎょうち む ・ 民 主 党 障 がい者 政 策 作 業 チーム

しょう しゃせいどかいかくすいしんほうあんこっし 「障がい者制度改革推進法案骨子」

#### 一. はじめに

ほっかいどうぎかい みんしゅとうどうみんれんごうぎいんかい しょう しゃ しょう ゆう ものおよ 北海道議会・民主党道民連合議員会では、すべての障がい者(障がいを有する者及しょう ゆう じどう い しゃかい い い く じりつ しゃかいさんかび 障がいを有する児童を言う)が社会において生き生きと暮らし、自立と社会参加をした か しょう しゃ けんりょうご さだ かしょう しゃ ていくために欠かすことのできない「障がい者の権利擁護」を定める「(仮称) 障がい者 けんりょうごじょうれい さくてい む けんとう すす 権利擁護条例」の策定に向けての検討を進めています。

さくてい む きほんてき かんが かた じょうれい も こ けんりょうご かん このたび、策定に向けた基本的な 考 え 方 と、条 例に盛り込む「権利擁護に関する ちょうせいきかん せっち もんだいじれい かかわ ぜせいそち せいび こうもくあん 調整機関の設置と問題事例に係 る 是正措置の整備」の項目案をまとめましたので、このことに対する皆様のご意見を募集し、お寄せいただいたご意見等を考慮してさらにけんとう ふか た かいは れんけい ほっかいどうぎかい じょうれいあん ていしゅつ よてい検討を深め、他の会派と連携して北海道議会に条 例案を提出する予定です。

# さくてい む はいけい けいい 二. 策定に向けた背景とこれまでの経緯

かんてん ほっかいどうぎかいみんしゅとう どうみんれんごうぎいんかい へいせい ねん こうした観点から、北海道議会民主党・道民連合議員会は、平成20年(200 ねん がつ にち しょう じ しゃ けんりょうごじょうれい けんとうぷるじぇくと せっち しょう 8年)6月12日に「障がい児・者の権利擁護条例」検討プロジェクトを設置し、障りゆう さべつ けんりしんがい じれい しゅうしゅう しょう とうじしゃがいを理由とした差別や権利侵害などの事例を収集するために、障がい当事者へのあんけーと かんけいだんたい いけんちょうしゅ しょう とうじしゃさんか と くアンケートや関係団体から意見聴取をするなど、障がい当事者参加による取り組みをじっし 実施してきました。

けっか ふ しょう しゃ けんり まも 〈に しょう しゃさべつきんしほう せいてい これらの結果を踏まえ障がい者の権利を守るため、国に障がい者差別禁止法の制定 はたら どうみん しょう とうじしゃ さんかく しょう しゃ けんりょうご すいしんを働きかけるとともに、道民や障がい当事者が参画し、障がい者の権利擁護を推進 ほっかいどうどくじ しょう しゃけんりようごじょうれい せいてい む たかいは きょうぎ するための北海道独自の「障がい者権利擁護条例」の制定に向け、他会派との協議をおこな 行ってきました。

#### じょうれい もくてき すがた 三.条例の目的とめざす姿

#### もくてき 1. 目的

- しょう りゅう さべつ ぎゃくたい こんぜつ (1) 障がいを理由とする差別や 虐待の根絶をはかります。
- ひがい うひと てきせいじんそく きゅうさい(2)被害を受けた人を適正に、迅速に救済します。

- ひと いし そんちょう しゃかい (3) すべての人の意思が 尊 重 される社会をつくります。
- すがた 2. めざす 姿

しょう ひと い い く 障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が生き生きと暮らすことのできる ゆにば - さるしゃかい じつげん ユニバーサル社会の実現をめざします。

### じょうれい こっかく 四. 条 例の骨格

きょうせい ちいき

1. 共生の地域づくり

**Luう とも ささ あ ちいき すいしん** 障がいのあるなしにかかわらず、共に支え合う「やさしい地域」づくりを推進します。

たいわ ぷろせす ほしょう 2. 対話のプロセスの保障

たいりつ ゆうわ むね けんりしんがい きょうちょう しょう ひと対 立でなく融和を旨とし、権利侵害を強調するのではなく、障がいのある人

ひと く ちいき たいわ つう じつげん ぷろせすもない人も、ともに暮らしやすい地域づくりを、対話を通じて実現するプロセスを

せいどか ほっかいどうはんえーでいーあーる さいばんがいふんそうかいけつてつづき じつげん 制度化します。(北海道版 A D R = 裁判外紛争解決手続の実現)

けんりょうご しすてむか3. 権利擁護のシステム化

けんりしんがい さべつ みぜん ぼうし みぢか ちいき そうだんしえん 権利侵害や差別を未然に防止するため、より身近な地域において相談支援

しすてむ せいび じゅうだい けんりしんがい さべつじあん とうじしゃ システムを整備します。また、重 大 な権利侵害や差別事案については、当事者に

たい ぜせいそち しすてむ どうにゅう 対し、是正措置をはかることのできるシステムを導入します。

- どう せきむ めいかくか 4. 道の責務の明確化
  - どう しょう しゃ けんり ようご しさく そうごうてき さくてい およ じっし せきむ ① 道は、障がい者の権利を擁護する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を ゆう 有する。
  - どう しょう しゃ けんりょうご ひろ ほしょう た こうきょうだんたいなど たい
     ② 道は、障がい者の権利擁護が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し
     きょうりょく ようせい はたら おこな協力を要請し、働きかけを行う。

どう かてい しせつ ちいきなど すべ どうみん たが けんり ただ りかい ③ 道は、家庭、施設、地域等において、全ての道民がお互いの権利を正しく理解 たが そんちょう あ ひつよう しえん つとし、お互いに尊重し合うことができるよう必要な支援に努める。

## Lょう およ Lょう Lゃ ていぎ 五. 障がい及び障がい者の定義

しょう

1. 障がいとは、

しょうがい びょうき げんいん こじん とくせい こじん たい 傷害や病気を原因とする個人の特性にかかわらず、その個人に対して、あるていどいじょう のうりょく きのう ようきゅう しゃかいてきかんきょう かんけい しょう しょうへき 程度以上の能力や機能を要求する社会的環境との関係で生じる障壁をいう。

いんよう しょうがいしゃせいさくけんきゅうぜんこくじっこういいんかい・・引用/障害者政策研究全国実行委員会

- しょう しゃ 2. 障がい者とは、
  - しょうきてき いちじてき しょうらい よそう しょう せいかつじょう 長期的または一時的、あるいは将来に予想される障がいにより、生活上 こんなん も しょうきょう ひと かんきょうせいび の困難さを持つ、あるいは持ちうる状況にある人をいう。また、環境整備 しょうがい ひと ふりえき こうむ こうむ じょうきょう なしには、障害をもたない人にくらべて不利益を被るか、被りうる状況に ひと ある人をいう。
    - いんよう しょうがいしゃせいさくけんきゅうぜんこくじっこういいんかい・・引用/障害者政策研究全国実行委員会
  - ぜんき しょう かこ きろく しょう も (2) 前記 (1) の障がいの過去の記録あるいは、そのような障がいを持つとみ ひと なされる人のことをいう。
    - いんよう しょうがいしゃせいさくけんきゅうぜんこくじっこういいんかい・・引用/障害者政策研究全国実行委員会

#### さべつ ていぎ いんよう しょうがいしゃせいさくけんきゅうぜんこくじっこういいんかい 六. 差別の定義・・引用/障害者政策研究全国実行委員会

ひと たんじょう しょうがい お あいだ せいじてき けいざいてき 人として誕生してから、その生涯を終えるまでの間において、政治的、経済的、 しゃかいてき ぶんかてき た すべ せいかつぶんや しんたいてき せいしんてき とくちょう 社会的、文化的またはその他の全ての生活分野において、身体的・精神的な特徴 りゅう た ひとびと びょうどう たちば しゃかいせいかつ さんか きかい うばと理由により、他の人々と平等な立場で社会生活に参加する機会が奪われ、また

せいげん じゅう そくばく じょうたい は制限され、その自由が束縛されている状態にあることをいう。

じゅう そくばく じょうたい ぎゃくたい ほうち けいざいてきさくしゅ ここでいう自由が束縛されている状態とは、虐待、放置、経済的搾取によって、

しょう しゃ せいめい しんたい ざいさん せいしん たい きがい くわ おそ 障がい者の生命、身体、財産または精神に対して危害が加えられる恐れのある じょうたい 状態をいう。

# じょうれい せいどか じこう 七. 条 例において制度化すべき事項

けんりようご かん ちょうせいきかん せっち

- 1. 権利擁護に関する調整機関の設置について
  - しょう しゃ けんり たい ふとう さべつ げんいん けんり ししょう およ (1) 障がい者の権利に対する不当な差別が原因となり、その権利に支障を及

じれい お ばあい とうじしゃ しえんしゃ もう で う かんけいとうじしゃ ぼす事例が起きた場合、当事者や支援者からの申し出を受け、関係当事者か

じじつかんけい ちょうしゅ うえ いほう ふとう じじつ かくにんおよ かいぜんほうしん ら事実関係を聴取の上、違法または不当な事実の確認及び改善方針の

ちょうせい おこな ちゅうりつてき きかん せっち 調整を行う中立的な機関を設置します。

- きかん もんだいじれい しんぎ しょう しゃ (2) なお、この機関においては、問題事例を審議するのみではなく、障がい者 ちいき すいしん かんてん かんけいしゃ と く にやさしい地域づくりを推進する観点から、関係者がどのような取り組み こう せっきょくてき しんぎ おこな きのう も を講じるべきかといった、積極的な審議を行う機能を持たせます。
- きかん しょう しゃ けんりょうごしゃ こうせい てきせい しょくむ すいこう (3) 機関には、障がい者の権利擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行す かんけいきかんなど そうご きょうりょく れんけい はか せきむ おるとともに、関係機関等と相互に協力・連携を図る責務を負うこととします。
- もんだいじれい かかわ ぜせいそち せいび 2. 問題事例に 係 る是正措置の整備について

たちいりちょうさけんげん

(1) 立入調査権限について

しょう しゃ たい ふとう さべつ げんいん けんり ししょう およ じれい 障がい者に対する不当な差別が原因となり、その権利に支障を及ぼす事例

かん じょうほう はあく ばあい じょうき ちょうせい かてい ちょうさ ひつよう に関する情報を把握した場合または上記1の調整の過程で、調査の必要が

しょう ばあいなど どう じゅたくしゃ ふく かんけいしゃ たい ちょうさ 生じた場合等において、道(その受託者を含む。)が関係者に対して調査を

tんげん ゆう することができる権限を有することとします。

かいぜんめいれい

(2) 改善命令について

しょう しゃ たい ふとう さべつ げんいん けんり ししょう およ 障がい者に対する不当な差別が原因となり、その権利に支障を及ぼす

じれい じゅうだい ししょう かいひ ひつよう ばあい どう かんけいしゃ 事例について、重大な支障を回避するために必要がある場合、道が関係者に

たい かいぜん もと けんげん ゆう 対して改善を求めることができる権限を有することとします。

かんこく めいしょう こうひょう

(3) 勧告・名称の公表について

どう しょう しゃ たい ふとう さべつ げんいん けんり ししょう 道は、障がい者に対する不当な差別が原因となり、その権利に支障を

およ じれい かいぜんめいれい だ かいぜん 及ぼす事例について、改善命令を出したにもかかわらず改善がみられない

ばあい とうがいかんけいしゃ めいしょう こうひょう 場合、当該関係者の名称を公表することとします。

こうてき むしょう ざいさんかんりせいど そうせつ

(4) 公的かつ無償の財産管理制度の創設について

ざいさんかんり てきせつ じっし ざいさんかんり かん のうりょく ししょう しょう 財産管理を適切に実施するため、財産管理に関する能力に支障のある障

しゃ たい こうてき むしょう ざいさんかんりせいど こうけんせいど もうがい者に対する公的かつ無償の財産管理制度(後見制度)を設けます。

## しょう しゃ ぁ まえ しゃかい なか く きほんじこう ハ. 障がい者が「当たり前」に社会の中で暮らすことができるための基本事項

ちいきせいかつ

1. 地域生活について

じりつ せいかつ きょうゆう せいかつけいたい せんたく きかい ② また、自立した生活の享有にあたっては、あらゆる生活形態が選択できる機会 ほしょう が保障されるものとする。

ほんにん い はん しせつせいかつ きょうせい ちいき じりつ せいかつ ③ なお、本人の意に反した施設生活の強制や、地域において自立した生活を

いとな さまざま しゃかいてきかつどう さんか きかい うば おこな 営み、様々な社会的活動に参加できる機会を奪うことを 行ってはならないものとする。

#### いどう 2. 移動について

- いどう しゅべつ ていど しょう も ほか ひと どうとう ① 移動においては、その種別、程度にかかわらず、障がいを持たない他の人と同等 さべつ う じゅう いどう きほん に、いかなる差別も受けることなく、自由に移動することができることを基本とする。
- こうきょうこうつうきかん りょう きかい ほしょう りべんせい たか ② そのためには、公共交通機関の利用の機会が保障されるとともに、利便性を高めりようかんきょう せいび あんぜん いどうくうかん かくほるための利用環境の整備と、安全でゆとりのある移動空間が確保されるものとする。
- どうろおよ ほどう こうきょうこうつうきかん こうきょうしせつなど えんかつ いどう りょう せいげん ③ 道路及び歩道、公共交通機関、公共施設等においては、円滑な移動と利用を制限 しょう しゃ たい しょう も ひと こと あつか おこなしてはならず、障がい者に対して、障がいを持たない人と異なる 扱いを 行ってはならないものとする。
- じょうほう りょう でんたつ 3. 情報の利用・伝達について
  - じょうほう りょう でんたつ みずか せんたく ほうほう しゅるい 情報の利用・伝達においては、自らが選択する方法により、あらゆる種類の じょうほう りょう きょうじゅ ひょうげん りょうおょ きょうじゅ さい 情報を利用し、享受し、また表現することができ、その利用及び享受に際しては、ひつよう おう じょうほう ていきょうけいたい へんかん さまた きほん 必要に応じて、情報の提供形態を変換することを妨げられないことを基本とする。
  - じょうほう かかわ えきむ ていきょうなど おこな じぎょうしゃ せきにん のうりょく おう ② なお、情報に係る役務の提供等を行う事業者は、その責任と能力に応じて、 えんかつ じょうほう にゅうしゅ りょうなど べんぎ はか どりょく 円滑な情報の入手、利用等のための便宜を図ることに努力する。
  - さいがいじょうほう でんたつ てきかく おこな ③ 災害情報の伝達は、的確に行わなければならないこととする。
- えんかつ りょう せいひん しせつなど ふきゅうなど 4. 円滑に利用できる製品、施設等の普及等について
  - えんかつ せいひんりょう しせつなど ふきゅう しゅべつ ていど ① 円滑な製品利用と施設等への普及においては、その種別、程度にかかわらず、あ しょうひん しせつ べんえき はんばい せっきゃくなど さーびす と あつか せつめいしょなど りょう らゆる 商品・施設・便益・販売・接客等のサービスや取り扱い説明書等の利用

しょう りゅう さべつ う しょう も ひと において、障がいを理由とするいかなる差別も受けることなく、障がいを持たない人 どうとう りょう きほん と同等に利用できることを基本とする。

- りょう かん ちほうこうきょうだんたい さーびすていきょうじぎょうしゃ しょう しゃ にーず ② なお、利用に関して地方公共団体は、サービス提供事業者が障がい者のニーズ おう てきせつ はいりょ おこな さーびすていきょうじぎょうしゃ たい しどう かんとく おこな に応じた適切な配慮を行うよう、サービス提供事業者に対する指導・監督を行わなければならないこととする。
- まほうこうきょうだんたいおよ じぎょうしゃ ゆにばーさるでざいん せいひん えきむなど しょう 地方公共団体及び事業者は、ユニバーサルデザインによる製品、役務等で、障しゃ えんかつ りょう けんきゅうかいはつ すいしん せいか ふきゅうがい者が円滑に利用できるものの研究開発の推進と、その成果の普及、また、えんかつ りょう しせつ しゅう こうゆう こうぞうおよ せつび せいびなど しえんおよ円滑に利用できるような施設(私有・公有)の構造及び設備の整備等の支援及び、えんかつ りょう こうぞう せいび そな じゅうたく けんちく とうがいこうぞうおよ せつび そな円滑に利用できる構造と整備を備えた住宅の建築、当該構造及び設備を備えたじゅうたく かいちくなど ふきゅう どりょく 住宅への改築等の普及に努力する。
- ふどうさん たてもの しゅとくなど 5. 不動産や建物の取得等について
  - ふどうさん じゅうたく しゅとく ちんたい しゅべつ ていど ふどうさん ① 不動産や住宅の取得や賃貸においては、その種別、程度にかかわらず、不動産やたてもの しゅとく りょう きょじゅう しょう も ひと どうとう きかい ほしょう 建物の取得・利用・居住において、障がいを持たない人と同等の機会が保障され、しょう りゅう ふどうさん しゅとく きょじゅう りょう かん きょひ せいげん おこな 障がいを理由とした、不動産の取得、居住、利用に関しての拒否や制限を行っきほん てはならないことを基本とする。
  - たてもの ばいばい ちんしゃく かいしゅうなど けいやく さい しょう しゃ だいらんしゃ どうせき ② また、建物の売買や賃借、改修等の契約に際し、障がい者が第三者の同席、じょげん もと ばあい おう 助言を求めた場合、これに応じなければならないこととする。
  - こうえいじゅうたくなど にゅうきょ しょう ていど かいご いどう しえん ひつようせい ③ 公営住宅等への入居について、障がいの程度や介護(援助、支援)の必要性な りゅう ふりえき あつか おこな どからの理由によって、不利益な 扱 いを 行ってはならないこととする。

#### きょういく 6. 教育について

きょういく しょうがい だんかい どうせいだい しょう も ひと ① 教育においては、生涯のどの段階においても同世代の障がいを持たない人と

とうごう きょういく う ここじん おう こべつてきしえんきょういく う 統合された教育を受けることができ、また、個々人に応じた個別的支援教育を受けることもできることを基本とする。

- こべつてきしえんきょういく さくてい だいりにん た ② また、個別的支援教育の策定にあたっては代理人を立てることができ、そのさくていかてい さんか いけん の さくてい こべつしえん ないよう かん せつめい 策定過程に参加して意見を述べ、また、策定された個別支援の内容に関して説明を う いけん いぎ の 受け、意見や異議を述べることができることとする。
- きょういくかんれんきかん ぎむきょういく しょう しゃ いしそつう ちゅうかい かん 教育関連機関は、義務教育について、障がい者の意思疎通の仲介に関するえんじょ ていきょう たいせい じゅうじつ しょう しゃ かかわ きょういく かん せんもんちしき ゆう 援助を提供する体制の充実、障がい者に係る教育に関する専門知識を有すきょういん じゅうじつなど じんてきたいせい せいび しょう しゃ えんかつ りょう がっこうしせつる教員の充実等の人的体制の整備、障がい者が円滑に利用できる学校施設のせいびしょう しゃ りょう きょうざい ふきゅう すいしんなど ぶってきじょうけん せいび整備、障がい者が利用するための教材の普及の推進等の物的条件の整備、そのた しょう しゃ きょういく う かんきょうせいび はいりょ 他の障がい者が教育を受けるための環境整備に配慮しなければならないこととする。
- きょういくかんれんきかん こうとうきょういく た ぎむきょういくいがい きょういく しょう しゃ 教育関連機関は、高等教育その他の義務教育以外の教育について、障がい者がしょう しゃいがい もの びょうどう とうがいきょういく う きかい かくほ じょうき そうとう 障がい者以外の者と平等に当該教育を受ける機会を確保するよう、上記に相当すしさく はいりょ る施策に配慮しなければならないこととする。

#### こよう しゅうろう 7. 雇用・就 労 について

こよう しゅうろう さべつてき しょぐう う しゃかい 雇用・就 労においては、いかなる差別的な処遇を受けることなく、社会のあらゆ ぶんや はたら しょくばかんきょう じんてきえんじょ しえん る分野において 働 く ことができ、あわせて、職場 環 境 や人的 援助・支援など、しょくぎょう っ しゅうろう いじ ひつよう しえん う きほん 職 業 に就き、就 労 を維持するために必要な支援を受けることができることを基本 とする。

- しょう りゅう さいよう きょひ かいこおよ ちんぎん しょうしんなど ろうどうじょうけん ろうどう ② 障がいを理由に、採用の拒否、解雇及び、賃金、昇進等の労働条件や労働 かんきょう ふりえき ふとう あつか おこな 環境において、不利益や不当な扱いを行ってはならないこととする。
- ちほうこうきょうだんたいおよ みんかんじぎょうしゃ ほうていこようりつ かくほ いっそう こよう ③ 地方公共団体及び民間事業者は、法定雇用率の確保はもとより、なお一層の雇用 どりょく に努力する。
- じえいなど こよういがい しゅうぎょう せんたく かのう しさく こう ④ 自営等、雇用以外の 就 業 について、その選択が可能となるよう施策を講じることとする。
- ちほうこうきょうだんたいなど ゆうせんてき ちょうたつ しょう しゃ しゅうろう ⑥ 地方公共団体等は優先的に調達することなどにより、障がい者が就労する しせつ じゅちゅう きかい ぞうだい はか 施設の受注の機会の増大を図ることとする。
- しょう しゃ はいぐうしゃ しょう こ ほごしゃ しゅうろう あんしん ⑦ 障がい者の配偶者、障がいのある子どもの保護者の就労にあたっては、安心しかいごなど じぎょうしゃ はいりょ っと て介護等ができるよう、事業者は配慮に努めなければならないこととする。
- いりょう りはびりてーしょん 8. 医療、リハビリテーションについて
  - いりょう りはびりてーしょん しんしん たいちょう みずか いし りょうこう たも 医療、リハビリテーションにおいては、心身の体調を自らの意思で良好に保ち、みずか のぞ にちじょうせいかつ しゃかいさんか は みずか もと しょう 自らの望む日常生活と社会参加を果たすために、自らが求めるまたは障がいも ひと ていきょう どういつ はんい しつ すいじゅん いりょうおよ りはびりてーを持たない人にも提供される同一の範囲、質、水準の医療及びリハビリテーしょん う きほんションを受けられることを基本とする。
  - じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな ひつよう いりょう う ② 自立した日常生活または社会生活を営むために、必要な医療を受けたときよう ひょう かかわ じこふたん がく しょう しゃ ふたんのうりょく おう に要する費用に係る自己負担の額を、障がい者の負担能力に応じたものにするこしょう しゃ けいざいてきふたん けいげんとにより、障がい者の経済的負担を軽減することとする。

- しょう しゃ そんざい ひてい こじん そんげん きず ふとう 第 がい者の存在を否定したり、その個人としての尊厳を傷つけるような不当ないりょうこうい おこな およ いりょう な もと きょうせいてき かくりてき かんきょう と こ 医療行為を行 うこと及び、医療の名の下に強制的に隔離的な環境に閉じ込める おこな ことを行ってはならないこととする。
- みずか のぞ いりょうなど ていきょう きょひ いんふぉー 自らが望まない医療等の提供を拒否することができ、またインフォー むどこんせんと ただ じょうほう え つた うえ ごうい いみ がいねん ムドコンセント (「正しい情報を得た(伝えられた)上での合意」)を意味する概念 き そ 受けることができることとする。

#### せい せいしょく 9. 性・生殖について

せい せいしょく しょう しゅべつ ていど せい ゆう こじん ① 性・生殖においては、障がいの種別、程度にかかわらず、性を有する個人とし そんちょう しょう りゅう れんあい こんいん こそだ せいげん て 尊 重 され、障 がいを理由に、恋 愛・婚 姻・子育てが制 限 されることがあって きほん はならないことを基本とする。

#### ちほうこうきょうだんたい じぎょうしゃ 10. 地方公共団体、事業者について

- ちほうこうきょうだんたいおよ じぎょうしゃ しょう しゃ さべつ てっぱい しみん ① 地方公共団体及び事業者は、障がい者へのあらゆる差別を撤廃し、市民への りかい うなが ほうかつてきほうさく てきせつ しゅだん すみ じっこう 理解を促す包括的方策を、適切な手段により速やかに実行しなければならない こととする。
- しょう しゃ びょうどう ぎょうせい てつづ さーびす りょう ② 障がい者は、平等にあらゆる行政の手続きやサービスを利用することができる ちほうこうきょうだんたい ていきょう じょうほう こみゅにけーしょんしゅだん とともに、地方公共団体は提供する情報を、あらゆるコミュニケーション手段を もち ていきょう 用いて提供しなければならない。

#### せいじ 11. 政治について

きまざま せいじさんか しょう も ひと どうとう けんり ゆう ① 様々な政治参加においては、障がいを持たない人と同等の権利を有することを きほん 基本とする。

さまざま せいじさんか こくせい ちほうじち かん せんきょ ひせんきょけんふく さい 様々な政治参加とは、国政または地方自治に関する選挙(被選挙権含む)、裁 ばんかん しんさ けんぽうかいせい こくみんとうひょう じゅうみんとうひょう じゅうみんかんさせいきゅう せいがん おおやけ 判官の審査、憲法改正の国民投票、住民投票、住民監査請求、請願、公 ぎかい ぼうちょう ほか こうしょく つの議会における傍聴の他、公職に就くことなどである。

#### しほう 12. 司法について

- しほう さいばんしょ さいばん もと さいばん う 司法においては、裁判所において裁判を求め、また裁判を受け、 さいばんがいふんそうかいけつてつづき りょう しほうかんけいてつづき さんか さいばんいんせいど 裁判外紛争解決手続を利用、または司法関係手続に参加(裁判員制度)もし ぼうちょう くは傍聴することができることとする。
- さいばん ないよう りかい ようい てきせつ こみゅに けーしょんしゅだん ② 裁判の内容を理解することを容易にするために、適切なコミュニケーション手段 しょう を使用することができることとする。

#### どうみん ほごしゃ 13. 道民・保護者について

- どうみん しょう しゃ そんげん せいかつ しゃかい さんか ① 道民は、障がい者が尊厳をもって生活し、社会に参加することができるため、 さべつ はい ちいき しょう しゃ ささ っと あらゆる差別を排し、地域において障がい者を、支えていくよう努めることとする。
- ほごしゃ こ よういく はったつ かん だいいちぎてき せきにんしゃ こ けんり ② 保護者は、子どもの養育や発達に関する第一義的な責任者であり、子どもの権利 ほしょう つと りゅう こ たい ぎゃくたい の保障に努めなければならず、いかなる理由をもってしても、子どもに対する虐待 さべつ おこな や差別を行ってはならない。
- しょう も りゅう こ たい おや けんり せいげん ③ 障がいを持つことを理由に、子どもに対する親としての権利が制限されたり、はくだっ 剥奪されることがあってはならない。

#### ぷらぃばしー 14. プライバシー

こじん じょうほう Lせいかつ ぷらいばしー Lんがい ① 個人として情報や私生活におけるプライバシーは、侵害されてはならない。

# かいぎあんだい ごう会議案第1号

ほっかいどうしょう しゃおよ しょう じ けんりょうごなら しょう しゃおよ しょう 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障が じ く ちいき すいしん かん じょうれいあん い児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例案

ほっかいどうしょう しゃおよ しょう じ けんりょうごなら しょう しゃおよ しょう じ 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児がく ちいき すいしん かん じょうれい 暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

#### もくじ 目次

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう 第 1 章 総則(第 1 条 - 第 8 条)

だい しょう しょう しゃ ささ きほんてきしさくなど だい じょう だい じょう 第 2 章 障がい者を支える基本的施策等(第 9 条 -第 18 条)

だい しょう しょう しゃ けんり ようご だい じょう だい じょう 第 3 章 障がい者の権利の擁護(第 19 条 - 第 21 条)

だい しょう しょう しゃ く ちいき 第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

だい せつ ちいき かん きほんししん さくてい だい じょう だい じょう 第 1 節 地域づくりに関する基本指針の策定(第 22 条 - 第 26 条)

だい せつ どう しえん だい じょう 第 2 節 道の支援 (第 27 条)

だい しょう しょう しゃ たい しゅうろう しえん だい じょう だい じょう 第 5 章 障がい者に対する就労の支援(第 28条 -第 32条)

だい しょう ほっかいどうしょう しゃしゅうろうしえんすいしんいいんかい だい じょう だい じょう 第 6 章 北海道障がい者就労支援推進委員会(第 33 条 - 第 40 条)

だい しょう しょう しゃ く ちいき いいんかい だい じょう だい じょう 第 7 章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 (第 41 条 - 第 48 条)

だい しょう ほっかいどうしょう しゃ く ちいき すいしんほんぶ 第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

だい じょう だい じょう (第49条一第51条)

だい しょう ざっそく だい じょう だい じょう 第 9 章 雑則(第 52 条・第 53 条)

ふそく 附則 だい しょう そうそく 第1章 総則 もくてき

もくてき (目的)

だい じょう じょうれい しょう しゃおよ しょう じ けんり ょうご しょう 第 1 条 この条 例 は、障 がい者及 び 障 がい児の権利を擁護するとともに、障 がいが しょう しゃおよ しょう じ さべつ ぎゃくたい う あることによって 障 がい者及 び 障 がい児がいかなる差別、虐 待 も受けることのない く ちいき すいしん しょう しゃおよ しょう してん た どう 暮らしやすい地域づくりを推進するため、障 がい者及 び 障 がいの視点に立って、道のしさく きほん じこう どうじっし じこうおよ どうしちょうそん れんけい じつげん 施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及 び道と市町村との連 携により 実現すじこう さだ など ちいき しょう しゃおよ しょう じ けんり べき事項などを定めること等により、地域における 障 がい者及 び 障 がい児の権利をようご およ せいかつ しえん む かんきょう せいび ほっかいどうしょう しゃおよ 擁護し、及 び 生活の支援に向けた 環境を整備し、もって 北海道の 障 がい者及 びしょう じ ふくし ぞうしん し もくてき 障 がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

ていぎ (定義)

- だい じょう じょうれい しょう しんしん じょうたい しっぺい しょうがい た じじょう 第 2 条 この条例において「障がい」とは、心身の状態が疾病、傷害その他の事情ともな ときどき しゃかいてきかんきょう もと のうりょくまた きのう たっに伴い、その時々の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ けいぞくてき そうとう せいげん う じょうたいにより、日常生活又は社会生活において継続的に相当な制限を受ける状態をいう。
- じょうれい しょう しゃ しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう 2 この条例において「障がい者」とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)だい じょう きてい しんたいしょうがい ちてきしょうがいまた せいしんしょうがい しゃ こうじのうきのうしょうがい 第2条に規定する身体障害、知的障害又は精神障害がある者(高次脳機能障害 およ はったつしょうがいしゃしえんほう へいせい ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こう きてい はったつ及び発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達しょうがいしゃ ふく 障害者を含む。)をいう。
- じょうれい しょう じ しょう しゃ さいみまん 3 この条例において「障がい児」とは、障がい者のうち、18歳未満のものをいう。 じょうれい く ちいき しょう しゃ ひつよう はいりょ 4 この条例において「暮らしやすい地域づくり」とは、障がい者が必要とする配慮と
- は この条例において「春らしやりい地域づくり」とは、障がい有が必要とりる配慮としまん ていきょうおよ とも せいかつ ちいきじゅうみん りかい きょうりょく もと しょう しゃ きぼう 支援の提供及び共に生活する地域住民の理解や協力の下で、障がい者の希望やいよく もと ちいき しゃかいせいかつ ほしょう ちいき 意欲に基づいた地域における社会生活が保障される地域づくりをいう。

きほんりねん (基本理念)

だい じょう しょう しゃ けんり じつげん およ しゃかいさんか かくほ しゃかいせいかつ 第3条 障がい者の権利を実現し、及び社会参加を確保するための社会生活に かん しさく すいしん あ つぎ かか じこう きほん 関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- きょうせいきかん がっこう ちいきしゃかい どうみん じぎょうしゃ た かんけいだんたい そうご れんけい (1) 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他の関係団体が、相互に連携しゃかいぜんたい と くして社会全体で取り組むこと。
- しょう しゃ さべつ ぼうし しょう しゃ く かいしょう およ しょう しゃ (2) 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者 けんり さいだいげん そんちょう の権利を最大限に尊重すること。
- ほけん いりょう ふくし ろうどう けいざい きょういく たしょう しゃ かん ぶんや (3) 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野に そうごうてき と く おいて、総合的に取り組むこと。

どうない ちいきかん かくさ ぜせい はか

(4) 道内における地域間の格差の是正を図ること。

どう せきむ (道の責務)

だい じょう どう じょうれい もくてき たっせい ぜんじょう さだ きほんりねん いか きほん 第 4 条 道は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念(以下「基本りねん もと く ちいき すいしん しさく そうごうてき 理念」という。)に基づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総合的、かつけいかくてき さくてい じっし 計画的に策定し、実施しなければならない。

どう しちょうそん れんけい (道と市町村の連携)

だい じょう どう しょう しゃしさく しちょうそん は やくわり じゅうようせい 第 5 条 道は、障がい者施策における市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、しちょうそん ちいき とくせい おう じょうれい しゅし がっち しさく じっし 市町村がその地域の特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することがでした。こうそん きんみつ れんけい はか しちょうそん たい じょうほう ていきょうきるよう、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、ぎじゅつてき じょげん た ひつよう そち こう つと 技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

どうみんなど やくわり (道民等の役割)

だい じょう どうみん じぎょうしゃおよ かんけいだんたい いか どうみんなど きほんりねん もと 第6条 道民、事業者及び関係団体(以下「道民等」という。)は、基本理念に基づき、しょう およ しょう しゃ たい りかい ふか く ちいき 障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、暮らしやすい地域づくりを すいしん しさく きょうりょく つと 推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

じょうほう ていきょう (情報の提供)

だい じょう どうおよ しょう しゃ かかわ じょうほう ゆう じょうほう ほご りゅうい 第7条 道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意すると そうご れんけい せきにん のうりょく おう く ちいき すいしんともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進す

しょう しゃ ひつよう じょうほう ていきょう つと るために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとする。

ざいせいじょう そち (財政上の措置)

だい じょう どう しょう しゃ しゃかいせいかつ かん しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう 第 8 条 道は、障がい者の社会生活に関する施策を推進するために必要な財政上 そち こう っと の措置を講ずるよう努めるものとする。

だい しょう しょう しゃ ささ きほんてきしさくなど 第 2 章 障がい者を支える基本的施策等 かんけいほうれいなど ちょうわ (関係法令等との調和)

だい じょう しょう しゃ しゃかいせいかつ かん しさく すいしん あ しょうがいしゃきほんほう 第 9 条 障がい者の社会生活に関する施策の推進に当たっては、障害者基本法、 しょうがいしゃじりっしえんほう へいせい ねんほうりっだい ごう た かんけいほうれい ちょうわ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)その他の関係法令との調和をはか こうかてき しさく てんかい はか 図 り な が ら、効果的な施策の展開を図らなければならない。

どうみんなど りかい そくしん (道民等の理解の促進)

だい じょう どう どうみんなど しょう およ しょう しゃ たい りかい ふか ふきゅう 第 10 条 道は、道民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及 けいはつ たひつよう そち こう 啓発 その他必要な措置を講ずるものとする。

きぎょうなど とりくみ しえん (企業等の取組の支援)

だい じょう どう ちいき しょう しゃ じりつ せいかつ かくほ む きぎょう た じ 第 11 条 道は、地域における 障 がい者の自立した生活の確保に向けた企業その他の事 ぎょうしゃ じしゅてき とりくみ しえん つと 業者による自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

いりょう りはびりてーしょん かくほ (医療とリハビリテーションの確保)

だい じょう どう ちいき せいかつ しょう しゃ ひつよう いりょう りは びり  $\tau$  ーしょん かくほ 第 12 条 道は、地域で生活する 障 がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保す るよう努めなければならない。

いどうしゅだんがくほ(移動手段の確保)

だい じょう どう ちいき せいかつ しょう しゃ しょう べつおよ ていど 第 13 条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いか さべつ う ひつよう いどう しゅだん かくほ こうきょうこうつうじぎょうしゃ なる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者

た かんけいしゃ りかい え つと つと その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。

き め しえん (切れ目のない支援)

なければならない。

だい じょう どう しょう しゃ にゅうようじき がくれいきなどしょうがい つう いっかん き め 第 14 条 道は、障がい者の乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない しえん かくほ つと 支援を確保できるよう努めなければならない。

ほけん ふくしおよ きょういく れんけい (保健・福祉及び教育との連携)

だい じょう どう ほけん ふくし きょういく れんけい すいしん あってる てん はいりょ 第 15 条 道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮し

しょう じ きぼう おう きょういくおよ ほいく う

- (1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。
- しょう じ う い きょういくきかん かんけいきかん れんけいなど つう ひつよう (2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要かいじょ いりょうてき け あおよ じりつかつどう しどう じゅうじつ はかな介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。
- ぜんごう きょういくきかん と く すいしん はか どうおよ かんけいきかん せんもんちしき (3) 前号の教育機関の取り組みの推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を ゆう じんざい いくせいおよ かくほ つと 有する人材の育成及び確保に努めること。
- しょう じ たい しえん がっこうおよ ほうかご と ちいきぜんたい れんけいおよ (4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び きょうりょく もと おこな 協力の下で行われること。
- がっこうきょういくおよ しゃかいきょういく しょうがいがくしゅう ば しょう しゃ かん りかい (5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解 そくしん はか の促進が図られるようにすること。

こうれいしゃしさくなど れんけい (高齢者施策等との連携)

だい じょう どう じょうれい もと しさく じっし あ ちいき とくせい おう 第 16 条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、地域の特性に応じ、きょうせいがたじぎょう しょう しゃ こうれいしゃ こ ちいきふくし かかわ しさく 共生型事業 (障がい者、高齢者、子どもなど地域福祉に係る施策について、これいったい じっし じぎょう いか じょう おな ふきゅう つとらを一体的に実施する事業をいう。以下この条において同じ。)の普及に努めるととしまょうそん きょうせいがたじぎょう じっし あ ひつよう しえん つともに、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必要な支援に努めなければならない。

しょう しゃ かぞく たい はいりょ (障がい者の家族に対する配慮)

だい じょう どう じょうれい もと しさく じっし あ しょう しゃ かぞく たい 第 17 条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して ひつよう はいりょ

必要な配慮をしなければならない。

ちいきかんかくさ ぜせいなど (地域間格差の是正等)

だい じょう どう じょうれい もと しょう しゃ しゃかいせいかつ かん しさく じっし 第 18 条 道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に あ しょう しゃ きぼう ちいき く さーびすきばん 当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤 ちいきかんかくさ ぜせい ちいきかん きんこう はいりょ の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。

だい しょう しょう しゃ けんり ょうご 第3章 障がい者の権利の擁護

(障がい者の権利擁護)

だい じょう どうおよ どうみんなど ちいき く しょう しゃ けんりょうご はいりょ 第 19 条 道及び道民等は、地域で暮らす障がい者の権利擁護に配慮しなければならない。

しょう しゃ はいりょ ( 障 がい者への配 慮)

だい じょう どうおよ どうみんなど がっこう こうきょうこうつうきかん しょくば たしょう しゃ せいかつ 第 20 条 道及び道民等は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活を ひつよう ば ごうりてきはいりょ しょう しゃ しょう もの じっしつてき するために必要な場において、合理的配慮(障がい者が、障がいのない者と実質的 どうとう にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな いつよう に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要なはいりょ つと さべつ ふりえき あつか 配慮をいう。)に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。

ぎゃくたい きんし (虐待の禁止)

だい じょう なんびと しょう しゃ たい つぎ かか こうい いか ぎゃくたい おこな 第 21 条 何 人 も、障 がい者に対 し、次 に掲げる行為 (以下「虐 待」という) を 行って はならない。

- しょう しゃ しんたい がいしょう しょう また しょう ぼうこう くわ (1) 障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 しょう しゃ こうい また しょう しゃ こうい
- (2) 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- しょう しゃ すいじゃく いちじる げんしょくまた ちょうじかん ほうちおよ いきなど (3) 障がい者を衰弱させるような著 し い 減食又は長時間の放置及び遺棄等かんご しょくむじょう ぎむ いちじる おこた 監護すべき職務上の義務を著 し く 怠 ること。
- しょう しゃ たい いちじる ぼうげんまた いちじる きょぜつてき たいおう た しょう (4) 障がい者に対する 著 し い 暴言又は 著 し く 拒絶的な対応その他の障が

しゃ いちじる しんりてきがいしょう あた げんどう おこない者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

しょう しゃ ざいさん ふとう しょぶん たとうがいしょう しゃ ふとう ざいさんじょう (5) 障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上りえき え の利益を得ること。

ない しょう しょう しゃ く ちいき 第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

だい せつ ちいき かん きほんししん さくてい 第1節 地域づくりに関する基本指針の策定

きほんししん (基本指針)

だい じょう ちじ ちいきかん ふくしさーびす かくさおよ しょう うむ ていど しゃかい 第 22 条 知事は、地域間の福祉サービスの格差及 び 障 がいの有無や程度による社会 さんか きかい ふきんこう ぜせい はか しょう しゃ く ちいき すいしん 参加の機会の不均衡の是正を図 り ながら、障 がい者が暮らしやすい地域づくりを推進しちょうそん じっし のぞ じこうなど きほんてき ししん いか きほんしん するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針(以下「基本指針」 さだ という。)を定めるものとする。

だい じょう きほんししん つぎ かか じこう さだ 第 23 条 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

ちいき く しょう しゃ たい そうだんしえんたいせい かくほ かん

- (1) 地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保に関すること。
- ちいきじりつしえんきょうぎかい ちいき く しょう しゃ しえん かんよ かんけいしゃ れんけい (2) 地域自立支援協議会(地域で暮らす障がい者の支援に関与する関係者が連携すきょうぎかい せっちおよ うんえい かんるための協議会をいう。)の設置及び運営に関すること。
- ちいき く しょう しゃ とうがいしょう しゃ しえん かん ちいきしげん じったい はあく (3) 地域で暮らす障がい者や当該障がい者の支援に関する地域資源の実態の把握 かん に関すること。
- ちいきじゅうみん ちいき かんけいしゃ れんけい きょうりょくなど しょう しゃ しえん (4) 地域住民と地域における関係者との連携や協力等による障がい者の支援 たいせい さいがいじ しえん ふく かくほ かん 体制 (災害時の支援を含む。)の確保に関すること。

ちいき く しょう しゃ しゅうろうしえん かん

- (5) 地域で暮らす障がい者の就労支援に関すること。
- ちょうせいいんかい ちいき く しょう しゃ たい く かいしょう はか (6) 調整委員会(地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るためしちょうそん せっち きょうぎそしき かんに、市町村が設置する協議組織をいう。)に関すること。
- ぜんかくごう かか しょう しゃ く ちいき ひつよう (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて必要 じこう かん な事項に関すること

いけんちょうしゅなど (意見聴取等)

だい じょう ちじ きほんしん さくてい あ しょう しゃ しょう 第 24 条 知事は、基本指針を策定するに当たっては、あらかじめ、障がい者と障がいしゃ かぞくおよ かんけいだんたい いけん き どうみん いけん はんえい 者の家族及び、関係団体の意見を聴くとともに、道民の意見を反映することができ ひつよう そち こう るよう必要な措置を講じなければならない。

こうひょう (公表)

だい じょう ちじ きほんしん さくてい ちたい ようし こうひょう 第 25 条 知事は、基本指針を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければ ならない。

じゅんよう (準用)

だい じょう ぜん じょう きてい きほんししん へんこう じゅんよう 第26条 前2条の規定は、基本指針の変更について準用する。

だい せつ どう しえん 第2節 道の支援

だい じょう どう きほんししん もと しさく そくしん はか きほんししん もと しちょうそん 第 27 条 道は、基本指針に基づく施策の促進を図るとともに、基本指針に基づく市町村 とりくみ たい つぎ かか しえん そち こう の取組に対して、次に掲げる支援のための措置を講じなければならない。

しょう しゃ たい しえん じょうきょう かんあん きそく さだ けんいき しちょうそん (1) 障がい者に対する支援の状況を勘案して規則で定める圏域ごとに市町村のとりくみ たい じょげんなど おこな しえんいん はいち 取組に対する助言等を行う支援員を配置すること。

きほんししん もと しさく ひつよう じんざい ようせい

- (2) 基本指針に基づく施策に必要な人材を養成すること。
- たしちょうそん ひつよう たいせい せいび たい しえんさく こう (3) その他市町村における必要な体制の整備に対する支援策を講ずること。

だい しょう しょう しゃ たい しゅうろう しぇん 第5章 障がい者に対する就労の支援 しゅうろうしぇん かん しさく (就労支援に関する施策)

だい じょう どう しょう しゃ きぼう てきせい おう しょう しゃ こようけいやく もと しゅうろう 第 28 条 道は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労すかのう およ ふくしてきしゅうろうかんけいじぎょうしょ しょうがいしゃじりっしえんほう もとることが可能となり、及び福祉的就労関係事業所(障害者自立支援法に基づくしゅうろうけいぞくしえん たしゅうろうかんけい じぎょう じっし じぎょうしょ だい じょうだい こう就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第 31 条第 3 項およ だい じょう おな こうちん すいじゅん こうじょう たひつよう かんきょう及び第 32 条において同じ。)における工賃の水準の向上、その他必要な環境がせいび きぎょう かんけいぎょうせいきかん たかんけいしゃ れんけいおよ きょうりょく 整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、ひつよう しさく こう必要な施策を講じなければならない。

- どうおよ しょうがいしゃ こよう そくしんなど かん ほうりつ しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう 2 道及び障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条だい こう きてい じぎょうぬしまた しょうしゃ どうじょうだい こう さだ しょうがいしゃこようりつ たっせい 第1項に規定する事業主又は使用者は、同条第2項で定める障害者雇用率の達成はいっそう しょう しゃこよう つともとより、一層の障がい者雇用に努めなければならない。
- ぜんこういがい じぎょうぬしまた しょうしゃ じぎょうないよう かんあん しょう しゃ こょうそくしん 3 前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進っと に努めるものとする。
- どうおよ じぎょうぬしまた しょうしゃ しょう りゅう さいよう きょひ かいこおよ ちんぎん しょうしん 4 道及び事業主又は使用者は、障がいを理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進 など ろうどうじょうけん ろうどうかんきょう ふりえきまた ふとう あつか おこな 等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないようっと 努めなければならない。

しゅうろうしえんすいしんけいかく さくてい (就労支援推進計画の策定)

だい じょう どう ぜんじょう しさく じっし けいかく いか しゅうろうしえんすいしんけいかく 第29条 道は、前条の施策を実施するための計画(以下「就労支援推進計画」とい さくてい

う。)を策定しなければならない。

しゅうろうしえんすいしんけいかく さくていあだい じょう ほっかいどうしょう2 就労支援推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第33条の北海道障が<br/>しゃしゅうろうしえんすいしんいいんかい いけん き<br/>い者就労支援推進委員会の意見を聴かなければならない。

にんしょうせいど (認証制度)

だい じょう ちじ しょう しゃ しゅうろう しえん すいしん しょう しゃ しゅうろうしえん 第30条 知事は、障がい者の就労の支援を推進するため、障がい者の就労支援を おこな じぎょうしゃ たい にんしょう おこな 行う事業者に対する認証を行うものとする。

ぜんこう にんしょう きじゅん きそく さだ

- 2 前項の認証のための基準は、規則で定める。
- ちじ じぎょうしゃ だい こう にんしょう しゅとく そくしん ていり ゆうし にゅうさつじょう 3 知事は、事業者による第1項の認証の取得を促進するため、低利の融資、入札上 ゆうぐう た そち こう の優遇その他の措置を講ずるものとする。
- ちじ だい こう にんしょう しゅとく じぎょうしゃ つぎ かくごう がいとう 4 知事は、第1項の認証を取得した事業者が、次の各号のいずれかに該当すると みと とうがいにんしょう と け 認めたときは、当該認証を取り消すことができる。

にんしょう ないようまた じょうけん いはん

(1) 認証の内容又は条件に違反したとき。

いつわ た ふせい しゅだん にんしょう う

(2) 偽りその他不正の手段により認証を受けたとき。

していほうじん (指定法人)

- だい じょう ちじ だい こう きてい しょう しゃ しゅうろう しえん しさく すいしん ぎょうむ 第 31 条 知事は、第 3 項に規定する 障 がい者の就 労 を支援する施策を推進する業務 じっし どうない ほうじん ひえいり ほうじん かぎ つぎ かか きじゅん を実施させるため、道内の法人(非営利の法人に限る。)であって、次に掲げる基準 てきごう みと しんせい してい に適合すると認められるものを、その申請により指定することができる。
  - しょくいん ぎょうむ ほうほう た じこう ぎょうむ じっし かん けいかく てきせい (1) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なけいかく かくじつ すいこう た ちしきおよ のうりょくなら けいりてきき そものであり、その計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎ゆう みとを有すると認められること。
  - ぜんごう さだ ぎょうむ うんえい てきせい かくじつ おこな しょう しゃ (2) 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、障がい者のしゅうろう しえん すいしん し みと 就労の支援を推進するに資すると認められること。
- まじ ぜんこう きてい してい とうがいしてい う もの いか していほうじん 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」 めいしょうおよ しゅ じむしょ しょざいちなら だいひょうしゃ しめい こうじ という。)の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を公示しなければならない。
- していほうじん どう かんとく もと つぎ かか ぎょうむ おこな 3 指定法人は、道の監督の下、次に掲げる業務を行う。
  - しょう しゃ しゅうろうしえん すいしん かんてん ふくしてきしゅうろうかんけいじぎょうしょ はんろ (1) 障がい者の就労支援を推進する観点から、福祉的就労関係事業所の販路のかくほ かん 確保に関すること。
  - しょう しゃ しゅうろうしえん すいしん かんてん しじょうちょうさ しょうひんかいはつおよ さーびす(2) 障がい者の就労支援を推進する観点からの市場調査、商品開発及びサービス しつ こうじょう かん の質の向上に関すること
  - ぜんじょう きてい にんしょうせいど かん ぎょうむ きそく さだ じこう (3) 前条に規定する認証制度に関する業務のうち規則で定める事項。
  - たしょう しゃ しゅうろうしえん かん ひつよう じこう きそく さだ じこう (4) その他 障 がい者の 就 労 支援に 関 し 必 要 な事項であって規則で定める事項。
- していほうじん まいじぎょうねんど きそく さだ じぎょうけいかくしょおよ しゅうしょさんしょ 4 指定法人は、毎事業年度、規則の定めるところにより、事業計画書及び収支予算書 さくせい ちじ にんか う へんこう どうよう を作成し、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- どう しょう しゃ しゅうろう しえん かん ぎょうむ いちぶ していほうじん おこな 5 道は、障がい者の就労の支援に関する業務の一部について、指定法人に行わせる ことができる。
- していほうじん きそく さだ まいじぎょうねんどしゅうりょうご じぎょうほうこくしょ さくせい 6 指定法人は、規則の定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、 およ ちじ ていしゅつ しょうにん う 及び知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- ちじ じょう きてい しこう ひつよう げんど していほうじん たい 7 知事は、この条の規定を施行するため必要な限度において、指定法人に対して、 だい こう ぎょうむ かん かんとくじょうひつよう めいれい 第3項の業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

ちじゆうしきしゃこうせいひょうかいいんかいせっちしていほうじんじぎょう ひょうか8知事は、有識者で構成する評価委員会を設置し、指定法人の事業評価を5おこな5カーン・バット・フェー

行わせなければならない。

- ちじ していほうじん だい こう さだ ようけん か また だい こう さだ めいれい いはん 9 知事は、指定法人が第1項に定める要件を欠き、又は第7項に定める命令に違反しばあい してい と け た場合は、指定を取り消すことができる。
- ぜんかくごう さだ していほうじん かん ひつよう じこう きそく さだ 10 前各号に定めるもののほか、指定法人に関し必要な事項は、規則で定める。

ちょうたつなど はいりょ (調達等への配慮)

だい じょう どう しょう しゃ しゅうろう しえん しさく すいしん どう ぶっぴんまた えきむ 第 32 条 道は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、道の物品又は役務 ちょうたつなど あ ふくしてきしゅうろうかんけいじぎょうしょおよ だい じょう にんしょう しゅとく じの調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所及び第 30 条の認証を取得した事ぎょうしゃ たい はいりょ つと 業者に対し配慮するよう努めるものとする。

だい しょう ほっかいどうしょう しゃしゅうろうし えんすいしんいいんかい 第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会 せっち (設置)

だい じょう ほっかいどう しょう しゃ しゅうろう しえん すいしん ちじ ふぞくきかん 第33条 北海道における障がい者の就労の支援を推進するため、知事の附属機関と ほっかいどうしょう しゃしゅうろうしえんすいしんいいんかい いか すいしんいいんかい おして、北海道障がい者就労支援推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

しょしょうじこう (所掌事項)

だい じょう すいしんいいんかい しょしょうじこう つぎ 第 34 条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- ちじ しもん おう しょう しゃ しゅうろう しえん しさく すいしん かん じゅうようじこう (1) 知事の諮問に応じ、障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項 ちょうさしんぎ を調査審議すること。
- ぜんごう かか じょうれい きてい けんげん ぞく じむ (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務かん に関すること。
- すいしんいいんかい しょう しゃ しゅうろう しえん すいしん かん ひつよう みと じこう ちじ 2 推進委員会は、障がい者の就労の支援の推進に関し必要と認める事項を知事にけんぎ 建議することができる。

そしき (組織)

だい じょう すいしんいいんかい いいん にんいない そしき 第 35 条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

いいん (委員)

だい じょう いいん つぎ かか もの ちじ にんめい 第36条 委員は、次に掲げるも者のうちから、知事が任命する。

しょう しゃ

(1) 障がい者

がくしきけいけん ゆう

- (2) 学識経験を有する者
  - しょう しゃ ほけんふくし かんけい だんたい やくしょくいん
- (3) 障がい者の保健福祉に関係する団体の役職員
- じぎょうしゃ ほうじん やくしょくいん (4) 事業者 (法人にあっては、その役職員)
  - かんけいぎょうせいきかん しょくいん
- (5) 関係行政機関の職員

まえかくごう かか もの ちじ てきとう みと

- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認めるもの
- いいん にんき ねん いいん か ばあい ほけついいん にんき 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、 ぜんにんしゃ ざんにんきかん 前任者の残任期間とする。

いいん さいにん 3 委員は、再任されることができる。

かいちょうおよ ふくかいちょう (会長及び副会長)

だい じょう すいしんいいんかい かいちょうおよ ふくかいちょう お 第37条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

- かいちょうおよ ふくかいちょう いいん ごせん 会長及び副会長は、委員が互選する。
- かいちょう すいしんいいんかい だいひょう かいむ そうり 3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- ふくかいちょう かいちょう ほ さ かいちょう じ こ かいちょう さだ 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める じゅんじょ しょくむ だいこう 順序により、その職務を代行する。

かいぎ (会議)

だい じょう すいしんいいんかい かいぎ かいちょう しょうしゅう 第38条 推進委員会の会議は、会 長が招 集する。

すいしんいいんかい いいん ぶん いじょう しゅっせき かいぎ ひら

- 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができな い。
- かいぎ ぎじ しゅっせき いいん かはんすう けっ か ひどうすう かいちょう けっ 3 会議の議事は、出 席 した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会 長 の決すると ころによる。

ぶかい (部会)

だい じょう すいしんいいんかい ひつよう おう ぶかい お 第 39 条 推進委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- ぶかい すいしんいいんかい ふたく じこう ちょうさしんぎ 2 部会は、推進委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
- ぶかい ぶかいちょう お かいちょう しめい いいん あ 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- ぶかい ぞくいいんかいちょう しめい4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

かいちょう いにん (会 長 への委任)

だい じょう しょう さだ すいしんいいんかい うんえい かん ひつよう じこう 第 40 条 この章に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、 かいちょう すいしんいいんかい はか さだ 会長が推進委員会に諮って定める。

だい しょう しょう ちいき いいんかい 第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 せっち (設置)

だい じょう どう きそく さだ けんいき しょう しゃ く ちいき 第 41条 道は、規則で定める圏域ごとに 、障がい者が暮らしやすい地域づくり だい じょう どう きそく さだ けんいき いいんかい いか ちいき いいんかい 委員会(以下「地域づくり委員会」という。)を設置する。

しょしょうじこう (所掌事項)

だい じょう ちいき いいんかい しょしょうじこう つぎ 第42条 地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。

さべつ ぎゃくたい およ けんりようご かん

- (2) 差別や虐待、及び権利擁護に関すること。
- たちいき く しょう しゃ く
- (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。

そしき (組織)

いいんかい いいん にんいない そしき だい じょう ちいき 第43条 地域づくり委員会は、委員10人以内で組織する。

いいん (委員)

だい じょう いいん つぎ かか もの ちじ いしょく 第 44 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

とうがいけんいき せいかつ しょう しゃ (1) 当該圏域で生活する障がい者

ちいきじゅうみん

(2) 地域住民

がくしきけいけんしゃ

(3) 学識経験者

かんけいぎょうせいきかん しょくいん

- (4) 関係行政機関の職員
- いいん にんき ねん いいん か ばあい ほけつ いいん にんき 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 ぜんにんしゃ ざんにんきかん 前任者の残任期間とする。

いいん さいにん

3 委員は、再任されることができる。

きそく いにん (規則への委任)

だい じょう だい じょう ぜんじょう さだ ちいき いいんかい かん ひつよう 第 45 条 第 41 条から前 条までに定めるもののほか、地域づくり委員会に関 し必要 じこう きそく さだ な事項は、規則で定める。

ちいき すいしんいん(地域づくり推進員)

だい じょう どう ちいき いいんかい うんえい だい じょう きてい けんいき 第 46 条 道は、地域づくり委員会を運営するため、第 41 条で規定する圏域ごとに、 ちじ いしょく ちいき すいしんいん ぉ 知事の委嘱により、地域づくり推進員を置く。

- ちいき すいしんいん ちいき いいんかい しょうしゅう うんえい かかわ 2 地域づくり推進員は、地域づくり委員会を招集するとともに、その運営に係る ちいき いいんかい そうり 地域づくり委員会を総理する。
- ちいき すいしんいん ちいき いいんかい きょうぎ じこう おう いいん 3 地域づくり推進員は、地域づくり委員会において協議する事項に応じ、委員のうち てきとう たい きょうぎ さんか から適当なものに対し、協議に参加させるものとする。
- ぜんこう きてい ちいき すいしんいん きょうぎ じこう おう ひつよう 4 前項の規定にかかわらず、地域づくり推進員は、協議する事項に応じ、必要と みと さんこうにん たい きょうぎ さんかく もと 認める参考人に対し、協議への参画を求めることができる。
- ちいき すいしんいん だい じょう かか じこう だい じょうだい こう きてい 5 地域づくり推進員は、第42条に掲げる事項について、第49条第1項に規定す ほっかいどうしょう しゃく ちいき すいしんほんぶ しんぎ もと る北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部に審議を求めることができる。

ちょうさ (調査)

だい じょう ちじまた ちいき すいしんいん ぎゃくたい かん じあんおよ しょう しゃ けんり 第 47条 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に じゅうだい ししょう およ じあん かかわ きょうぎ さい ひつよう じじつ かくにん ばあい 重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあ とうがいきょうぎ ひつよう じじつ かん ちょうさ おこな ばあいっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合にお

ちょうさ たいしょうしゃ せいとう りゅう ぱあい のぞ きょうりょく いて、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

かんこくなど (勧告等)

- だい じょう ちいき すいしんいん ちいき いいんかい きょうぎ けっか いいん 第48条 地域づくり推進員は、地域づくり委員会における協議の結果、すべての委員の さんせい いちじる く はんだん ばあい とうがい 賛成により、著しい暮らしづらさがあると判断した場合にあっては、当該く げんいん もの たい かいぜん しどう 暮らしづらさの原因となる者に対して、改善のための指導をすることができる。
- ぜんこう しどう ぎゃくたいおよ しょう しゃ けんり じゅうだい ししょう およ じあん かぎ 2 前項の指導(虐待及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に限る。)の けっか かいぜん はか ばあい ちいき すいしんいん ちじ たい とうがい 結果、改善が図られない場合にあっては、地域づくり推進員は、知事に対して、当該く げんいん もの たい かいぜん かんこく もと 暮らしづらさの原因となる者に対して改善を勧告することを求めることができる。 ぜんこう きてい もと ばあい ちじ かいぜん かんこく おこな
- ぜんこう きてい もと ばあい ちじ かいぜん かんこく おこな 前項に規定する求めがあった場合、知事は、改善の勧告を行うことができる。こばあい ちじ きじっぱしょおよ じあん ないよう しめ とうがいじあん の場合においては、知事は、あらかじめ期日、場所及 び事案の内容を示して、当該事案 げんいん ものまた だいりにん しゅっとう もと いけん ちょうしゅ おこな の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。
- ぜんこう かんこく おこな かいぜん はか ばあい ちじ 4 前項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られない場合にあっては、知事は、 とうがいかんこくないよう こうひょう 当該勧告内容を公表することができる。

だい しょう ほっかいどうしょう しゃ く ちいき すいしんほんぶ 第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部 ほっかいどうしょう しゃ く ちいき すいしんほんぶ (北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部)

だい じょう しょう しゃ かん しさく そうごうてき けいかくてき すいしん はか どう 第 49 条 障 がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、道に ほっかいどうしょう しゃく ちいき すいしんほんぶ いか すいしんほんぶ 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部(以下「推進本部」という。)を ま 置く。

すいしんほんぶ しょしょうじこう つぎ

- 2 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。
  - く ちいき すいしん かん じゅうようじこう きかく ちょうせいおよ すいしん (1) 暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進に かん 関すること。
  - かくけんいき せっち ちいき いいんかい しんぎ もと じこう かん (2) 各圏域に設置された地域づくり委員会から審議を求められた事項に関すること。 たしょう しゃしさく すいしん かん ひつよう じこう かん
  - (3) その他障がい者施策の推進に関し必要な事項に関すること。

すいしんほんぶ ほんぶちょう ふくほんぶちょうおよ ほんぶいん そしき 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

ほんぶちょう ちじ ふくほんぶちょう ふくちじ あ 本部長は知事をもって、副本部長は副知事をもって充てる。

ほんぶいん がくしきけいけんしゃ きそく さだ かんけいぎょうせいきかん しょくいんなど あ 本部員は、学識経験者、規則で定める関係行政機関の職員等をもって充てる。

ほんぶちょう すいしんほんぶ だいひょう すいしんほんぶ じむ そうり 6 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

ほんぶちょう じこ ふくほんぶちょう ほんぶちょう しめい

7 本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ指名する者 しょくむ だいり が、その職務を代理する。

すいしんほんぶ かいぎ ほんぶちょう しょうしゅう 8 推進本部の会議は、本部長が招集する。

#### ちょうさぶかい (調査部会)

だい じょう すいしんほんぶ ぜんじょうだい こうだい ごう きてい じこう しんぎ おこな 第50条 推進本部に、前条第2項第2号に規定する事項について審議を行うため ちょうさぶかい お に、調査部会を置く。

ちょうさぶかい いいん ちょうさぶかい いいん がくしきけいけん ゆう もの ちじ にんめい 2 調査部会の委員については、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。 ちょうさぶかい ぶかいちょうおよ ふくぶかいちょう お

3 調査部会に部会長及び副部会長を置く。

ぶかいちょう いいん ごせん

4 部会長は、委員が互選する。

ぶかいちょう ちょうさぶかい だいひょう かいむ そうり

5 部会長は、調査部会を代表し、会務を総理する。

ふくぶかいちょう ぶかいちょう ほさ ぶかいちょう じこ しょくむ だいり 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### きそく いにん (規則への委任)

だい じょう ぜん じょう さだ すいしんほんぶおよ ちょうさぶかい そしきおよ うんえい 第 51 条 前 2 条 に定めるもののほか、推進本部及び調査部会の組織及び運営に だい じょう ぜん じょう さだ かん ひつよう じこう きそく さだ 関し必要な事項は規則で定める。

だい しょう ざっそく 第9章 雑則 ねん じ ほうこく

(年次報告)

だい じょう ちじ まいねんど ぎかい じょうれい もと こう しょう しゃ ちいき 第52条 知事は、毎年度、議会に、この条例に基づき講じた障がい者の地域における しゃかいせいかつ かん しさく すいしんじょうきょう ほうこく ぎかい ていしゅつ 社会生活に関する施策の推進状況について報告を議会に提出しなければならな

11

きそく いにん (規則への委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう きそく さだ 第53条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

ふ そく 附 則

> しこうきじつ (施行期日)

じょうれい しこう じゅんびなど かんあん きそく さだ ひ しこう 1 この条例は、施行の準備等を勘案して、規則で定める日から施行する。ただし、だい しょう だい しょう きてい こうふ ひ しこう 第 1 章、第 2 章及び第 9 章の規定は、公布の日から施行する。

けいかそち (経過措置)

どう しゅうろうしえんすいしんけいかく さくてい あ じょうれい しこうまえ さくてい 2 道は、就 労 支援 推 進 計 画 を策定するに当たって、この 条 例 の施行前に策定した どうしゅし けいかく いちぶ 同趣旨の計画については、その一部とみなすことができる。

けんとう (検討)

まじ じょうれい しこう ひ ねん めど こくない ほうせいど どうこうなど 3 知事は、この条例の施行の日から3年を目途として国内の法制度の動向等を ふ ひつよう そち こう ご ねん けいか じょうれい しこうじょうきょう 踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、この条例の施行状況 けんとう くわ けっか もと ひつよう そち こう について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### せつ めい 説 明

しょう しゃ じりつ うなが じゅうようせい しょう しゃ けんり ょうごおよ 障 がい者の自立を促 すことの重要性にかんがみ、障 がい者の権利の擁護及び く ちいき かん どう せきむ どう しちょうそん れんけい どうみんなど やくわり 暮らしやすい地域づくりに関し、道の責務、道と市町村との連携、道民等の役割を あき どう しさく きほん じこう さだ しょうがいしゃ ふくし 明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の福祉 ぞうしん きょ じょうれい せいてい の増進に寄与することとするため、この条例を制定しようとするものである。

ほっかいどうしょう しゃおよ しょう けんりようごなら しょう しゃおよ しょう 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が かん 暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

■目的

しゃ けんりようご く ちいき 障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの推進 きほんてきし さ

■基本的施策 どうみんりかい そくしん きぎょうなど とりくみしえん いどうしゅだん かくほ きょういく れんけい らいふさいくる 「道民理解の促進」「企業等の取組支援」「移動手段の確保」「教育との連携」「ライフサイクル つう しえん きょうせいがたじぎょう すいしん ちいきかんかくさ ぜせい を通 じた支援」「共 生 型事業の推進」「地域間格差の是正」など

■**障がい者の権利擁護**どうみん ちいき く しょうがいしゃ けんりょうご

○道民は、地域で暮らす障害者の権利擁護への配慮

できる どうみん せいかつ ぱなど しょう しゃ たい きべつ ふりぇきとりあっかい 〇道・道民は、生活の場等において障がい者に対する差別や不利益取扱をしてはならない。 しょう

しょう しゃ たい ぎゃくたい きんし ○ 障がい者に対する 虐待の禁止

# ■市町村ガイドラインの策定

した。 しゃ く ちいき すいしん かん がいどらいん どう さくてい ○ 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進に関するガイドラインを道が策定。

がいどらいんじこう そうだんしえんたいせい かくほ ちいきじりつしえんきょうぎかい せっち うんえい ちいきまっぷ ちいきじゅうみん [ガイドライン事項] 相 談 支援 体 制 の確保、地域自立支 援 協議会の設置・運 営、地域マップ、地域 住 民 による しえんたいせい かくほ ちいき しゅうろうしえん しちょうそん せっち ちょうせいいいんかい 支援体制の確保、地域による就労支援、市町村が設置する調整委員会など

しちょうそんが い ど ら い ん しもと どう ちいき しえん じっし 〇市町 村ガイドラインに基づき、道による地域づくり支援の実施

けんいき ちいき しえんいん はいち ・圏域ごとに地域づくり支援員の配置

ちいき さぽーと じんざい ようせい ・地域でサポートする人材の養成 等

■障がい者に対する就労支援

しゅうろうしえんすいしんけいかく

- ○道による就労支援推進計画の策定
- しゅうろうしえんきぎょう にんしょう せいど 〇就労支援企業の「認証」制度

にんしょうきぎょう たい ゆうぐうそち ていりゅうし にゅうさつじょう ゆうぐう・認 証企業に対する優遇措置(低利融資・入札上の優遇)

しゅうろうしえん かん していほうじん せいど 〇就 労支援に関する「指定法人」制度

ふくしてきしゅうろう はんろかくほ しじょうちょうさ しょうひんかいはつ にんしょうせいど じむなど じっし・福祉的就労の販路確保、市場調査、商品開発、認証制度の事務等を実施

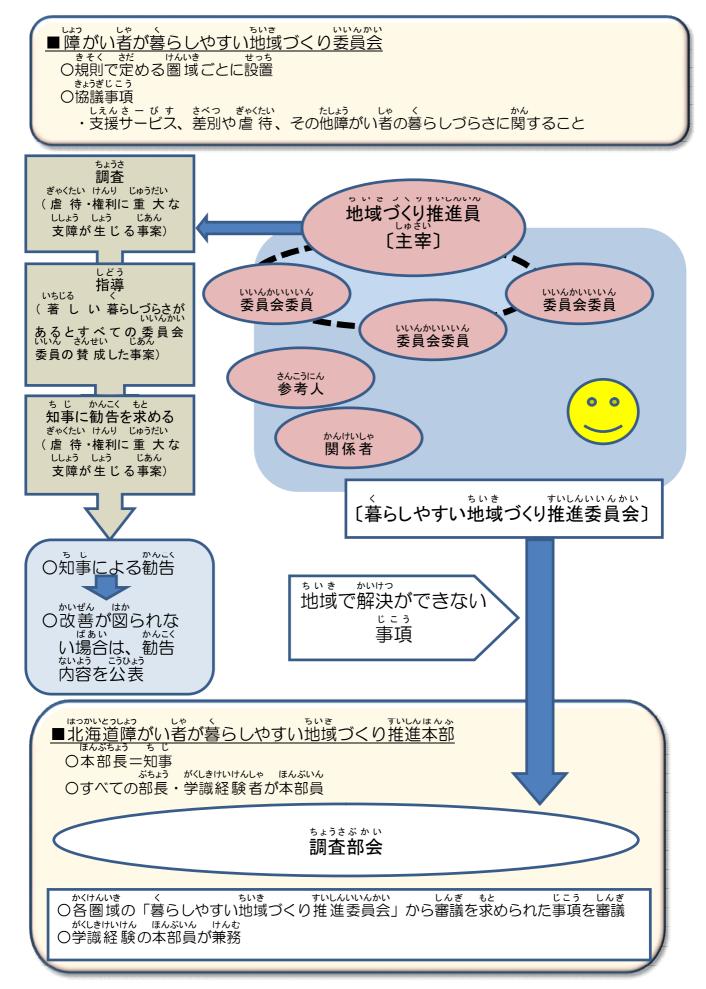
ほっかいどうしゅうろうしえんすいしんいいんかい せっち

○北海道就労支援推進委員会の設置

がくしきけいけんしゃ かんけいだんたいなど・学識経験者、関係団体等

どう ちょうたつなど はいりょ 〇道による調 達 等への配慮

ふくしてきしゅうろうじぎょうしょ にんしょうきぎょう どう ぶっぴんまた えきむ ちょうたつなど ・福祉的就労事業所や認証 企業からの道の物品 又は役務の調 達 等への配慮



# 「不便だな、困ったな、よかったな」と思ったことを教えてください

ほっかいどうじょうれいせいてい む しょう ほんにん かぞく しえんしゃ しせつうんえいしゃ かた 北海道条例制定に向けて、障がいのあるご本人やご家族、支援者、施設運営者の方から、 た ひと ことば たいど じしん せいかつぜんぱん こま 他の人からの言葉や態度、またご自身の生活全般で困まったことなどの たいけん かん **体 験 や感 じ てきたことを募集しています。** 

#### ■ はじめに

この条約は、今年5月3日より正式に発効しました。今後、わが国としては、実効性ある批准に た かんれん こくないほう せいび けんとう しょう でん せいかつじったい けんしょう さっきゅう 向けて、関連する国内法の整備についての検討や障がいのある人たちの生活実態の検証を、早急に たな 行う必要があります。

とうない く しょう ひと ほっかいどう また道内で暮らす障がいのある人たちにとっても、北海道はまだまだ暮らしやすい社会環境とは い 言えず、早急な整備が求められています。

たい かんてん ほうかいどうぎかい みんしゅとう しょう しゅべつ ちいきかん かくさ どうみん そのような観点から、北海道議会・民主党は、障がい種別や地域間の格差をなくすために、道民 まんかくがた とうじしゃさんかくがた ほっかいどうどくじ しょう じ しゃじょうれい せいてい 参画型、当事者参画型の北海道独自の「障がい児・者条例」の制定をめざしています。

そこでまず、障がいのあるみなさんから日常生活で感じられている「不便だな」「困ったな」「よ かったな」という体験などを教えていただくことにしました。

みなさんからの具体的なお話しやご意見を、条例づくりにしっかりと活かしていきたいと 思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

# ではうれいせいてい きほんりねん 条例制定にあたっての基本理念

- ■私たちは、障がいのある人が当たり前に地域で安心して暮らし、地域の一員として共に生活で しゃかいせんたい きる社会づくりをめざします。またその際に、家族だけに負担をかけるのではなく、社会全体で
- ■障がいのある人の生活と自立、社会参加は権利として位置づけ、個々の人権や尊厳を守るための くたいてき しさく 具体的な施策をつくらなければなりません。そして、障がい当事者の「自己決定・自己選択」が保障 される制度設計を考えます。
- ■年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人がいきいきと働き、社会参加し、 できょう しょかい (すべての人のためのデザイン) な社会づくりを進めます。

# <sub>あんけーとぼしゅう</sub> アンケート募集について

- ●アンケート締切日は2008年8月31日(日)です。
- ●アンケート用紙は同封の返信用封筒もしくはFAXにてご返信ください。
- かいとうじれいしゅう てんぷ ●回答事例集を添付しましたのでご参考にしてください。
- 固己事内来で添りしなったのでであるにしてください。 あんけーとぼしゅうふぉーまっと きんじつちゅう みんしゅとうほっかいどうほー むペーじ けいさい ょてい ●アンケート募集フォーマットは近日中に民主党北海道ホームページに掲載する予定です。

http://www.minsyu.net/

ゆうそうさき

すっぽるしちゅうおうくきた じょうにし ちょうめ ほっかいどうぎかいない 〒060-0002 札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会内

でんわ TEL: 011-204-5906 FAX: 011-232-1847

\* ^ ゖーとかいとうょうし 【アンケート回答用紙】

# 「不使だな、困ったな、よかったな」と思ったことを教えてください たのどからの言葉や態度、またご自身の生活全般で困ったことなどを教えてください

●1. ご年齢は?
●2. 性別は? (差しつかえなければ、性別をお書きください)
●3. いまアンケートにご回答していただいている方は? (〇で囲んでください) a. 障がい児・者ご本人 b. 障がい児・者のご家族や支援者 c. 施設関係者 d. その他(
●4. 障がいの種別を教えてください。 (複数可。○で囲んでください)  Lt
●5. 「不便だな、困ったな」など、日々の生活やこれまでの暮らしで差別的対応を受けたと思ったことや、「対応がよかったな」と思った事例を教えてください。
せんぱん しゃかい し く ふくしせいど くらし全般(社会の仕組みや福祉制度など)
46 - 2 - 3: 21 / H / J
がっこう。きょういくせいど 学校や教育制度
しょくば しせつ こよう ろうどうげんば 職場・施設(雇用・労働現場)
ばす でんしゃ こうつうきかん で ぱーと しんしょくてん けんおくぶつ バスや電車など交通機関、デパートや飲食店などの建築物
やくしょ びょういん 役所・病院

	$\subseteq$	か	$\Box$	$\neg$	1	#
•	()	7. 1.	$\sim$		' –	$\sim$

	·
	がんこう れじゃーしせつ 観光・レジャー施設
_	thito thithus 警察・裁判所
_	た その他
	<ul> <li>いまあなたのまわりには、相談したり応援してくれる人はいますか?</li> <li>a. はい ⇒ どんな人ですか? ( )</li> <li>b. いいえ</li> </ul>
•7	で、 まいご いちばんごま で、 最後に、 いま一番困っている、 心配していることがありましたらお書きください。 -
	3. お住まいの地域(支庁管内)を教えてください。 (〇で囲んでください) a. 石狩 b. 空知 c. 後志 d. 渡島 e. 桧山 f. 胆振 g. 日高 h. 上川 i. 留萌 j. 宗谷 k. 網走 l. 十勝 m. 釧路 n. 根室 o. その他 ( )
*差	をしつかえなければ、お名前などをお書きください。(個人情報は厳守いたします)
	<sup>なまえ</sup> お名前
	ご住所 以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

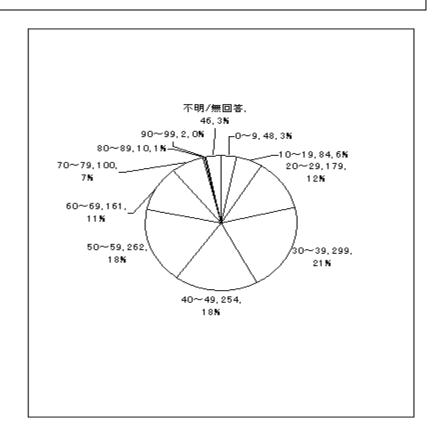
このアンケート回答用紙は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて郵送していただくかか きょうくけばんごう まく 下記 FAX番号あてに送っていただきたく存じます。 FAX返信先 O11-232-1847 から A か

# ほっかいどうぎかいみんしゅとう どうみんれんごう しょう じ しゃ けんりょうごじょうれい かしょう けんとうぷろじぇくとちーむ 北海道議会民主党・道民連合 障がい児・者の権利擁護条例(仮称)検討 P T

### あんけーときほんでーたしゅうけい アンケート基本データ集 計

#### ねんれい **Q1.ご年齢は**

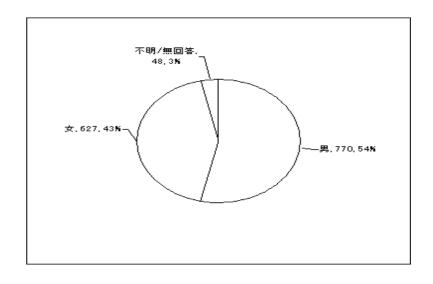
abb れい 年 齢	けん すう <b>件 数</b>
0~9	48
10~19	84
20~29	179
30~39	299
40~49	254
50~59	262
60~69	161
70 <b>~</b> 79	100
80~89	10
90~99	2
ふめい むかいとう 不明/無回答	46
ごう けい 合 計	1,445



ゖーす ねんれい きにゅう あん ゖーとすう こ ねんれい ふめい にんぶん かうんと 1ケースに 2 つの年 齢 が記入,アンケート数は 1411,お子さんの年 齢を不明として 2人 分でカウント.

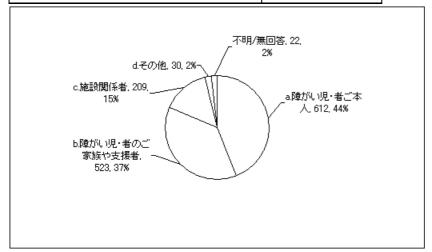
## せいべつ **Q2.性別は**

せい べつ 性 別	thん すう <b>件 数</b>
<sub>おとこ</sub> 男	770
<sub>おんな</sub> 女	627
ふめい むかいとう 不明/無回答	48
ごう けい 合 計	1,445



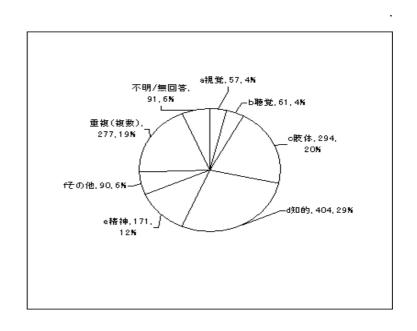
# あんけーと かいとう かた Q3.いま.アンケートにご回答していただいている方は?

項 目	けん すう <b>件 数</b>
a. 障 がい児・者ご本人	652
b. 障 がい児・者のご家族や支援者	527
c.施設関係者	209
d.その他	30
不明/無回答	27
e 計	1445



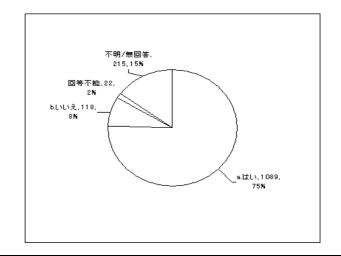
# しょう しゅべつ おし ふくすうか ふくすうかいとう ごうけい かいとうしゃすう いっち Q4. 障 がいの種別を教えてください(複数可) ※複数回答のため合計と回答者数は一致しません

項 目	けん すう <b>件 数</b>
a <b>視覚</b>	57
b 聴 覚	61
c肢体	294
ちてき d知的	404
e精神	171
f その他	90
重複(複数)	277
ふめい むかいとう 不明/無回答	91
こう けい 合 計	1445



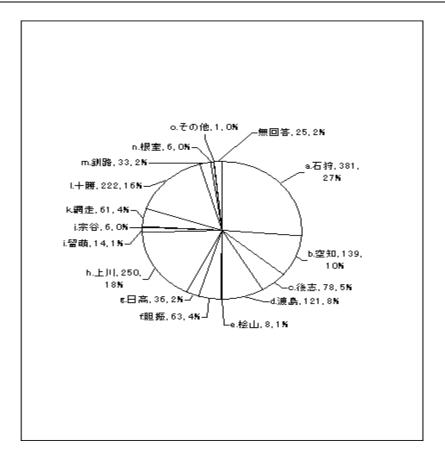
## では、 Q6.いまあなたのまわりには、相談したり応援してくれる人はいますか?

	けん すう <b>件 数</b>
a.はい	1089
b.いいえ	118
かいなどふのう 回答 <b>不能</b>	22
ふめい むかいとう 不明/無回答	215
ごう けい 合 計	1444



### すまい ちいき しちょうかんない おし Q8.お住まいの地域(支庁管内)を教えてください

-	
こう もく 項 目	けん すう <b>件 数</b>
a.石 狩	381
<sup>そらち</sup> b. <b>空知</b>	139
c.後志	78
おしま d. <b>渡島</b>	121
ひゃま e.桧山	8
いぶり f.胆振	63
ひだか g.日高	36
かみかわ h. 上 川	250
aもい i. <b>留萌</b>	14
<sub>そうや</sub> j.宗谷	6
あばしり k.網走	61
とかち I.十勝	222
くしろ m.釧路	33
n.根室	6
o.その他	1
むかいとう無回答	25
う けい 合 計	1444



合計 1444 1 こ せいべつねんれい ふめい にんぶん かうんと ただ きにゅうしゃ めい あんけーとすう いっちお子さんの性別年齢を不明として2人分でカウント。但し、記入者は1名なので、アンケート数と一致

# 

みんしゅとう どうみんれんごう しょうがいじ しゃけんりようごじょうれい かしょう けんとうぷろじょくとしりょう ~ 民主党・道民連合 障害児・者権利擁護条例(仮称)検討プロジェクト資料~

あんけーと こうもく わ かいとう がいよう かいとうじれい しょうかい ここではアンケートの項目ごとに分けて、回答の概要といくつかの回答事例を紹介しています。 かいとう あと ねんだい せいべつ しょうがいしゅべつ かんいひょうき しょうがいしゃほんにん かいとういがい しえんしゃ ひょうき 回答の後には、年代、性別、障害種別(簡易表記)(障害者本人の回答以外は支援者)を表記しています。

 $^{\text{bive 5}}$  なお、回答については、プライバシーなどに配慮して一部編集している場合があります。

しょうがい ひょうき わたし しょう ひょうき しょう せいど あんけーと 「障害」についての標記は、私 どもは「障がい」と表記して使用していますが、制度やアンケートかいとう しょうがい ひょうき の回答である「障害」についてはそのまま表記しています。

しょうかい ここでの紹介は、ごくごく一部ですが、いただいたアンケートについてはプロジェクトチームの みんしゅとう どうみんれんごう どうぎかいぎいん め とお 民主党・道民連合の道議会議員が目を通しています。

じれ いほうこく

## 1. 事例報告

ぜんぱん しゃかい しく ふくしせいど (1) くらし全般 (社会の仕組みや福祉制度など)

しょうがいしゃじりつしえんほう もんだい ねんきん いりょう 障害者自立支援法の問題、年金や医療などについても多くあげられている。自立支援法や医療費 ひようふたん さーびす ちいきかんかくさ ふまん かん の費用負担やサービスの地域間格差に不満を感じている人も多いなど、制度改正により翻弄されている かたがた こえ おお み 方々の声が多く見られる。

しょうがい きべつ へんけん おお か か きべつ へんけん う けーす ちてきしょうがい 障 害 による差別や偏 見も多 く 書かれている。見た目の差別 や偏 見を受けるケースと知 的 障 害 やせいしんしょうがい がいけん いったん お さべつ へんけん う けーす 特 神 障 害 のように外 見ではわからないが、一 旦分かると、差別や偏 見を受けるケースもある。

ちいき なか そんざい みぢか しんぞく あいだ それは地域の中にもまだまだ存在しているし、身近な親族の間にもある。

しょうらい せいかつ ばくぜん sbん かか ひと おおまた、将来の生活に漠然とした不安を抱えている人も多い。

<sub>しょうかい</sub> じれい おお ここでは 紹 介 できないくらい事例が 多 く ある。

## <不便、困 っ たこと>

しょうがい おも ちい じぶん いし しゅうい いっぽうてき ようい じぶん しんろ き 障 害が重く小さいときから自分の意志ではなく周囲が、一方的に用意した自分の進路や決めた

とおりに生きてきたけど、それって変じゃないでしょうか?障害があるから仕方なく  $^{h_c}$  めなければならないことなのでしょうか?(30代・女性・肢体)

- しょうがいしゃ じこけってい じこせんたく じぶん じんせい じぶん いし 障 害 者の「自己決 定」、「自己選 択」というけど、これまでの自分の人 生は、すべて、自分の意志で せんもんか ぎょうせい じぶんいがい ひと き いま がいしゅつ ふくしさ です じゅう はなく 専門家や 行 政 や自分以外の人 に決められてきました。今も、外 出 や福祉サービスを、自由に りょう だい だんせい したい 利用できません。(40代・男 性・肢体)
- しょうがいしゃ せいかつじったい しょうがい じょうきょう し しょうがいしゃ こえ き で 害者の生活実態も障害の状況も知らない。障害者の声も聞くことない。そして、いっぽうてき しさく みなお ぎょうせい しみんじち とうじしゃしゅたい い にまいじた しんらい 一方的に施策を見直す行政が、「市民自治」とか「当事者主体」と言うのは、二枚舌で信頼できない。(40代・男性・精神)
- きかてつ しゃない けいじ にんぷ りかい そくしん ぼすたー よこはま ないぶしょうがいしゃ 地下鉄の車内に掲示されている妊婦への理解の促進のためのポスターや横浜の内部障害者へのりかいそくしん じっせんれい がいけん しょうがいしゃ りかい そくしん けいはつかつどう 理解促進の実践例のように、外見からわからない障害者への理解を促進するための啓発活動やそうした障害者が、必要なときに付けることのできる障害者マークがあると暮らしやすくなる おも と思う。  $(30 \, \text{代} \cdot \text{ 男 性} \cdot \text{ 内部})$
- ・住んでいる自治体によって、通学、通勤、通所等の移動支援や給付される福祉機器等について、利用できるサービス範囲や内容および量が、異なり、地域間格差がありすぎる。 障害者自立支援法は、こうした格差を解消することが目的だったのに改善されるどころか、広がっているとが、こうした格差を解消することが目的だったのに改善されるどころか、広がっていると感じる。 (60代・男性・視覚)
- 最初の子どもに重たい障害があると、某TV局の女子アナのドキュメント番組でも同様のないようほうそう内容で放送されていましたが、その親は、次の子どもを最初の(障害のある)子どもを親亡き後に、親の代わりに守る存在となることを求めて産んでいることがとても多く感じます。そして、そうした家庭の2番目の子どもは、親の愛情を受けられなかったと感じたり、自分の産まれた意味を知ることによって、家族関係に支障が生じている実態を多く目にします。これは、親の問題というより、障害児を産み育てることや、障害者の状況に関するたようほうがとない。家庭内の問題というより、障害児を産み育てることや、障害者の状況に関することなる、変異な状況にある人のことを、個人や家庭のみの負担や責任にしてしまう今の社会の

- かた もんだい かん がん じょせい しえんしゃきにゅう あり 方に問題を感じます。 $(50 \, \text{代・女性・支援者記入})$
- \* 足が悪いので歩く姿は当然変な格好なのは自分で分っていても、人とすれちがう時大人でもことも変な物を見るような目で必らず見られることが悲しい。耳も少し遠いのでから、ないがある。 (70代・女性・肢体)
- ・ ご近所に小さいお子さんがいて、そのお宅が気になって、遊んでいるところに行ったり、お宅をのぞいたりしていまい、ご主人から、「ああいう子は何をするかわからないからぜったい家に入れるな」といった。だいだんせい ちてき しえんしゃきにゅう言われた。(10代・男性・知的・支援者記入)
- しょうがいじ しゃ ことば がい あんけーと よう ほ 害 児・者という言葉をかえてほしい。せめて、害をこのアンケートの様にひらがなにして欲しい。でき しょう ひと しょう ひと 出来れば「障 がいをもつ人」とか「障 がいのある人」というふうにしてほしい。(10代・女 性・知的・しえんしゃきにゅう 支援者記入)
- しょうがいしゃ なか せいしんしょうがいしゃ た しんたいしょうがいしゃ へんけん め おお 障害者の中でも精神障害者は、他の身体障害者よりも偏見の目でみられることが多く、 さべつてき あつか う だと いっぱん ひと まちが 差別的な扱いを受けることが多い。例えば一般の人が間違ったことをしても笑って終わる事でも、やはり頭がおかしいんだなと思われたりする。(50代・男性・精神)
- ちてき しゃ みずか せんたく けってい さーびす すく だい じょせい ちてき しえんしゃきにゅう・ 知的しょうがい者が 自 ら選択し決定できるサービスが少ない。(30代・女性・知的・支援者記入)
- せいど ふくざつ つか ちいき せいかつ きーびす しゅうい りかい だい じょせい 制度が複雑で使いずらい。地域で生活するためのサービスや周囲の理解がない。(20代・女性・せいしん しえんしゃきにゅう 精神・支援者記入)
- しんたい くら せいしん ふくしき びす ふ せいしんか つういん 身体に比べて精神の福祉サービスをもっと増やしてほしい。精神科に通院しているというだけで へんけん め み さぎょうじょ つうしょ ため こうつうひ だ 高ぎょうてあて 偏見の目で見られることがある。作業所に通所する為の交通費を出してほしい(作業手当だけで あかじ だい じょせい したいしんせいしん は赤字)。(40代・女性・肢体/精神)
- ・ スーパーのレジで話 し か け ら れ る。各 々 違 う が 袋 のこと、駐 車 券 のことらしいが、答 え こま に 困 っ て る 時、何 回 も話 し か け ら れ る。多くはバイト学生を採用しており、 聴 力 の きゃく せっ かた まな 客 への接 し 方 も 学 ん でほしい。特にレジで 客 が後 方に 並 ん でいる 時、嫌 な 思 い を する。店 とうしょ かいぜん とき た また おな に 投 書 して 改 善 されても 時 が経つと 又、同 じことがくりかえされる。(60代・女 性・聴 覚)

- しょめい しょめい こうざ つく きんゆうきかん だい だんせい ・ 署名ができないのに、署名をしないと口座が作れないところがある。(金融機関)(50代・男性・

# しかく しえんしゃきにゅう 視覚・支援者記入)

- くゃくしょ じぶん しごと いろいろ まどぐち やくしょ じぶん しごと 区役所でたらいまわしにされて 困 る。色 々 な窓 口 がありすぎ、役 所 も自分の仕事しかわからず、 だい じょせい ちてき しえんしゃきにゅう どこに行けばよいかわからない。(10代・女 性・知的・支援者 記 入)
- じへいしょう りかい せつめい たいへん だい だんせい ちてき しえんしゃきにゅう・ 自 閉 症 への理解、説 明 するのが 大 変。(40代・男 性・知的・支援者 記 入)
- ほどう たてもの だんさ でんちゅう じてんしゃ くるま ろじょうちゅうしゃ あぶ しゅうしょく 歩道や建物の段差・電柱・自転車や車の路上駐車があって危ない。なかなか就職ができ しゅうい ひと じろじろみ ばか だい だんせい しかく 出来ない。周囲の人からジロジロ見られる(バカにされる)。(20代・男性・視覚)
- \* 地域で生活しようにも通う場所が限られているので、自分に合う、合わない関係なく受け入れてく ところ かよ ちほう くら とまこまい れた所に通うしかない。地方に比べて苫小牧はかなりおくれている。(20代 男性 肢体 支援者 きにゅう 記入)
- しゅうい ひとたち しょうがいしゃ い こと ちょうないいべんとなど さんか どうい う 周囲の人達に障害者だからと言う事で、町内イベント等で参加の同意を受けることができ だい だんせい せいしん 出来なかった。(20代 男性 精神)
- こども ちてきしょう えー でき つっしい おさな ときしんせき けっこんしき 子供は知的 障 がい (A)。出来るだけあちこちに連れて行っている。まだ 幼 い時 親 戚 の 結 婚 式 が  $^{\text{th}(E)}$  あり、先 方からそれとなく出て欲しくないような感じを受けたことがあり、出 席 はしなかった。 (30) だい じょせい ちてき しえんしゃきにゅう 代・女 性・知的・支援者記入)
- しょう も まえ かいしゃいん ぜいきんしはら せけん ぜいきんどろぼー い こ で がいを持つ前は会社員でした 税金支払ってきましたでも世間は税金ドロボーと言う・・・子ど しょう きょうだい えいきょう だい じょせい したい もが 障 がいをもつと、兄妹などに影響があります。(70代・女性・肢体)
- しょう しゃ きゅうりょう けんじょうしゃ ひく しょうきゅう だい だんせい ないぶしょうがい・ 障がい者の給 料は、健常者より低い。昇給しない。(20代・男性・内部障害)
- かたし だいちょう なんびょう だいちょうぜんてき み めないぶ しっかん おも 私 は、大 腸 の 難 病 で、大 腸 全 摘 したのですが、見た目内部に疾 患 があると 思 われにくくて たいへんこま だい じょせい なんびょう 大 変 困 り ま す。(20 代・女 性・ 難 病)
- しゃかいせいかつめん ちょうかくしょうがいしゃ こと すべ めん せつめいふじゅうぶん おも だい 社会生活面での聴覚障害者という事で、全ての面で説明不十分に思われる。(70代・ だんせい ちょうかく 男性・聴覚)
- ・ 音声言語に対する、聴覚障害者への情報保障が少ない(文字情報等)。講演会等へ じょうほうほしょう ようい はない (文字情報等)。講演会等へ じょうほうほしょう ようい はない (主催者側で用意していただき、参加保障するべき)。映画、 でいーぶいでいーなど にほんごじまく もの おお すべ にほんごじまく ひ V D 等への日本語字幕がついていない物が多い。全てに日本語字幕がつくよう義務化を。(30

だい だんせい ちょうかく 代・男性・聴覚)

- 不便なこと。点字ブロックが中途半端に入っている。音の出る信号機の設置と、音が消えるのがあまりに早く渡りきれない。誘導ブロックの設置では視力障害者の意見を聞くべきである。したいしょうがいしゃしえんひじぎょう ほこうしえん じゅうぶん じかん と 身体障害者支援費事業で歩行支援を十分な時間を取ってくれない。目が見えないという事は外では一人歩きは出来ないことを知ってほしい。個々の障害に応じた聞き取り調査をしてほしい。しゃかいしく せいかつほごしゃいか われわれしょうがいしゃ けっ せいかつ らく 社会の仕組みは生活保護者以下で、我々障害者は決して生活は楽ではない。特に今年(2008年)の冬や来年の冬での暖房代がいくらかかるか。生活保護世帯には補填があっても障害 はんきんしゃ しゃかいしく せいから社会の仕組みは矛盾だらけで弱いものを見捨てて行っていると思う。けんじょうしゃ がっこう からだ ふじゅう ひと どうとく おし 使常者の学校で体の不自由な人の道徳を教えるべきである。(50代・男性・視覚)
- 田ったことは墨字の郵便物が読めないこと。公的な機関からの書類には音声コードをつけてもらいたい。差別を受けたことは、公営住宅の家賃が民間に比べて安いといったとき、「生活保護を受けていると安い」と聞いたと言われた。「障害者だから当然、生活保護を受けているんでしょ」と言われた。「障害者だから当然、生活保護を受けているんでしょ」と言われた。「障害者だから当然、生活保護を受けているんでしょうがいしさとっか。一生懸命仕事を頑張っている人達がたくさんいます。私は障害年金で生活しています。(60代・女性・視覚)せいしんしょうがいてちょうしんせいこうしんで、診断名が「高次脳機能障害」と記載されたものがいます。 はいたしょうがいてちょうしんせいこうしんで、多いの際、診断名が「高次脳機能障害」と記載されたものがいます。 はいたる ふじゅり はいす なんけん はっせい 市の審査で不受理になるケースが何件も発生している。国は「高次脳機能障害」でも可だがS市はせいしまがあり、 かんじまから、 かんじまないので不可とし、患者が負担して再度診断書を書き直して再申請している。 はないので不可とし、患者が負担して再度診断書を書き直して再申請している。 はないので不可とし、患者が負担して再度診断書を言して再申請している。 はないが、国のモデル かんじゃっかんと がはないので不可とし、患者が負担して再度診断書を言して再申請している。 はないが、 はっせい かんじゃらなん かんじゃらなん かんしょうがいが またん さいとしんだんしょ からない かんじゃらない いとのかいぶそく げんいん にもでる はないが からない かん はっせい さいま からない かんじゃらない いとのかいがで はないが、国のモデル かんだん はっせい からない はないが、 はないが、 はないが、 はんだんとい ない はない ない ない はない ない はんだいせいべつきにゅうがある。 (年代性別記入なし・高次脳障害・支援者記入)
- 5歳の子どもの事例。事故後、元通っていた保育園に戻りたいと申請したところ、市の福祉課からしょうがいじほいく おこな ほいくえん つうえん 「障害児保育を 行っている保育園に通園するように」と言われた。元の保育園は障害をよくりかい 理解し、受け入れるといってくれ、また主治医からも「慣れた環境で過ごすことがいいので元の保育園に通園することが望ましい」という意見書を書いてくれたが、市の方針は翻らず、市がしていたいにはいくまた はいくえん かよ しょうがいじほいく おこな 指定した障害児保育を 行っている保育園に通っている。障害があっても、受け入れ体制がととの 整っているのだから、保育園を選択することを認めてほしい。この事例は選択の権利が侵害されている。(10代未満・男性・高次脳障害・支援者記入)
- ぁすぺるがーしょうこうぐん がいけん がっこう しょくば にんげんかんけい いじ・アスペルガー症 候群は外見からわかりづらく、学校や職場で人間関係を維持していくことが

エルなん 困難で、たびたび不登校や引きこもり等で苦しんでいます。 周りにいる引きこもりの人の話を聞くと、アスペルガーと思われるケースも多いようです。アスペルガーの人は、ニュュニケーションや にんげんかんけい なや はいしんか 常識 のなさ等により、社会不適応を起こしています。人間関係に悩み、精神科のお世話になっている方も多くいます。 精神や知的障がいの方は症状が見えやすいですが、アスペルガーは たんど表 に出てきませんが、困っている人達がたくさんいます。他の重い障がいたかくれて、ほとんど表 に出てきませんが、困っている人達がたくさんいます。何か彼らのための制度ができればと と 思っています。アスペルガーとして、トライヤル雇用などは、とてもありがたいと思います。他 はから など まも こまっています。アスペルガーとして、トライヤル雇用などは、とてもありがたいと思います。他 はから なおも と 思っています。アスペルガーとして、トライヤル雇用などは、とてもありがたいと思います。他 はから なおも と 思っています。アスペルガーとして、トライヤル雇用などは、とてもありがたいと思います。他 なおも と 思っている制度などが増えるとうれしいです。学校ではアスペルガー症候群の人たちは、本人もまわりも障がいとは気づかずにいることが多く、コミュニケーションがうまくできず、つらいます。から ないとは気づかずにいることが多く、コミュニケーションがうまくできず、つらいまない。 ないとんかんけい りょうこう はなん なん 大いじんかんけい りょうこう はん 大いとんかんけい りょうこう だいじんかんけい りょうこう はん 大い ますべるが ーしょうこうぐん 男 係を良 好にしていく、支援などができればうれしいです。(20代・たんせい あすべるが ーしょうこうぐん 男性・アスペルガー症候群)

- ・ 言葉がなく奇声を発したりするのでまわりから 白い目で見られたり  $\stackrel{\text{key}}{\mathbb{R}}$  かれたりじろじろ見られ  $\stackrel{\text{key}}{\mathbb{R}}$  おとり  $\stackrel{\text{key}}{\mathbb{R}}$  かれたりじろじろ見られ  $\stackrel{\text{key}}{\mathbb{R}}$  おとり  $\stackrel{\text{key}}{\mathbb{R}}$  かれたりじろじろ見られ  $\stackrel{\text{key}}{\mathbb{R}}$  に出かけるのがおっくうになってしまいます。 (20代・男性・知的・支援者記入)
- ほんにん おとうと さべつてき あつか う くらすめいと ほごしゃ ひつよういじょう い 本人の 弟 が差別的な 扱 い を受けた。(クラスメイトの保護者から必 要 以 上に言いふらされたり、  $^{\sharp \xi_{5} \xi_{5}}$  しょう はや かる はも 障 がいがあるとか親が悪いとかうわさの様に言われ嫌な思いをした。) 障 がい者とつ きあいたくないと言われた。(10代・男性・知的・支援者記入)
- しょくばふっき でいけあ かよ どりょく じっさいしょくば しけんてきふっき せいしんしょうがい 職場復帰をめざしてディケアに通い努力しているが、実際職場に試験的復帰すると精神障害  $^{0}$  でょうき かん たただと病気について理解してもらえず辛い思いをする。明らかに差別されていると感じることが多々 っら とく しょくば だい じょせい せいしん あり辛い。(特に職場で)(40代・女性・精神)
- th tan a t
- かってかいご ぉ かいご へるぱー きょういく しかた なに ぉし しかく
  ・ 勝手介護、押しつけ介護をされる。ヘルパーなどの 教 育 の仕方など何をもって教え資格をあたえてい
  と じぶん けってい だい じょせい したい
  るのか問いたくなる。すべて自分で決 定したいです。(50代・女性・肢体)
- め み なに でき はんだん おし わか だい じょせい しりょく・ 目が見えないと何も出来ないと判断されやすいこと。教えられれば判るのに。(30代・女性・視力)

### <よかったこと>

・ 中 学 生ですが、今までのところ、皆さんにとても親 切にしてもらい、あまり、困 っ た り、くや しい思いをしたことはありません。-人一人は 暖 かく対 応 してくれますが、この先、学 校 を 卒 業 した時、社 会の制度の不備やむじゅんに 直 面 することになると 思 っ ています。(40代・女 性・

# したい しえんしゃきにゅう 肢体・ 支援者記入)

- しゅじん ばあい ねんいじょう まえ びょうき こうじのう とうじ じょうし はいりょ しごと つづ 主 人 の場合、20年 以 上 も 前 の 病 気 (高次 脳) ですし、当時の 上 司 の 配 慮 もあり仕事を 続 け て だい じょせい せいしん しえんしゃきにゅう こられました。(50代・女 性・精 神・支援者 記 入)
- げんざい ところ にちじょうせいかつ ししょう およ じあん はっせい ほんにん ちょうしゅさい 現在の所、日常生活に支障を及ぼすような事案は、発生しておりません。本人は町主催 ぎょうじ せっきょくてき さんか だい だんせい ちてき しえんしゃきにゅうの行事には積極的に参加さしていただいております。(30代・男性・知的・支援者記入)
- ふくした く し ー ひとり ふあん がいしゅっ だい じょせい したい 福祉タクシーができたので一人でも不安なく 外 出 できるようになりました。(30代 女性 肢体・5てき 知的)
- \* 本人はダウン症ですが、ダウン症の場合は、一般の方から見て障がいが有る事がはっきりと分かり、 せいかく また、性格もおだやかなので、それなりに対応して頂け助かっています。近所の方、デパーと サーばーびょういんなど いただ だい だんせい ちてき しえんしゃきにゅう ト、スーパー病院等、やさしくして頂いています。(20代・男性・知的・支援者記入)
- げんざいまんしょん く どぁ  $^{th}$  かた  $^{bt}$  現 在マンションに暮らしています。ドアなど周りの方に開けてもらえたり、エレベーターも待っていてくれて、皆さんやさしくしてくれています。 中にはじっと見ている子供もいますが、地域で暮らすに  $^{th}$  じょせい したいちてき しえんしゃきにゅう は十分ではないですね。((10代・女性・肢体/知的・支援者記入)
- くやくしょ しょくいん たいへんしんせっ だい だんせい せいしん・ 区役所の職員 さんが大変親切にしていただきました。(40代 男性 精神)
- to to to the total transfer or the total transfer or the total transfer or to the total transfer or transfer or the total transfer or the total transfer or transfer or the total transfer or transfer or transfer or transfer or the total transfer or transfer
- くるまいす せいかつ
   かいだん
   ところ なんにん
   ひと くるまいす も あ かいじょ

   ・ 車椅子で生活しています。階段しかない所で、何人かの人が車椅子を持ち上げ介助してくれまいます。かんしゃした。今でも感謝しています。(20代・男性・肢体)
- さいがいなど とっぱつてき お とき じょうほう だい だんせい したい 災害等、突発的なことが起きた時の情報がわかりにくい。(60代・男性・肢体)

#### がっこう きょういくせいど (2) 学校や教 育制度

がっこう とうごうきょういく もんだい きょうし きょういくいいんかい たいおう ふしんかん も 学 校 では、いわゆる 統 合 教 育 の 問 題 と、教 師 や 教 育 委 員 会 などの 対 応 に不信感を持っている とうじしゃ ほごしゃ とく ちてきしょうがい **ほごしゃ** すく カ 当事者や保護者(特 に知的 障 害 の保護者)が 少 なからずいることが分かった。

しかしながら人に救われているのでは何時までも変わらない。担任が変わることもあるだろうし、転校 しくみ たいおう ひつよう おも もある。やはり、仕組として対応できるものが必要と思われる。

#### \_\_\_\_ <sup>ふべん</sup> こま **<不便、困 っ たこと>**

- まつばづえ ほこう かいだん ある 松葉杖で歩行でき、階段をなんとか歩 け たので、普通学校(小 学 校)に入 学 が認 められた が、そのときに、「(階段を上がるとか)自分のことが自分でできなければだめです。」、「学 校 や周 囲は てつだ 手伝えません。」と言われた。その学校でバスや 建 物 の 中 で、 高齢者 や 障 害 者 に 座席や えれベーたー ゆず りましょうと教えていた。(40代・男性・肢体)
- しょうがいしゃく、 しょうがいしゃ かくり しせつ しょうがい ひと どうよう ちいき せいかつ 管 害 施策は、 障 害 者 が隔離された施設ではなく、 障 害 のない人と同様に地域で生活できるしゃかい 社会づくりを進めているのに、私たち障害者は、 障害のない子どもと分離されてきました。これは、こうした方針に逆行するし、マイナス効果しかうまないと思います。 障害の有無ではなく、だれもがともに学び、ともに育つ教育の推進が必要ですし、 障害に応じた必要した。こうてきせいびほしょう など 要です。 (30代・女性・肢体)
- しょうがいしゃ ひつよう いどう かいじょさーびす つうがく がっこう せいかつ りょう しょうがいしゃじりっ 障 害 者に必要な移動や介助サービスが通学や学校での生活で利用できません。障 害 者自立しえんほう た せいど しょうがいじ しゃ ちょくめん せいかつじょう こんなん かいぜん 支援法やその他の制度であれ、こうした障害児・者が直面している生活上の困難さの改善がひつよう だい じょせい したい必要です。(30代・女性・肢体)
- ・ 普通学 校に行って 学 級 が 障 害 のない生徒と一緒なのだけど、クラス在 籍 が違 うため、男子、女子 かいうえおじゅん よ お さいご じぶん なまえ よ なかま がアイウエオ 順 に呼び終わった最後に、自分の名前を呼ばれることが仲間はずれにされたようで なり しかった。 (20代・男 性・肢体)
- \*\*・ 普通学校に通学していましたが体育の授業は、いつも見学で寂しかった。(50代・女性・肢体)
- かたし ちい しょうがい おも しゅうがくめんじょ せいど べんきょう 私 の小さいときは、障害が重いと就学免除という制度があって、勉強することがゆるされず、いつも働く母親の横で横になっていたり、おんぶされていた。勉強したかったけど、できなくて、とても惨めな気持ちをもっていました。(50代・男性・肢体)

- ・ 小学校  $1\sim 3$ 年生までは、祖母が付き添ってくれたので地域の小学校に通っていたけど 4年生になって付添ができなくなったので、親元を離れて、養護学校の寄宿舎での生活が始まった。ほんとうは、親元から通いたかった。また、養護学校は、障害児だけが集められていて、いろいろな経験が不足していると感じた。(20代・男性・肢体)
- \* うごがっこうは、 がくねん かんけい くらす き じぶん がくねん べんきょう ていがくねん 養護学校では、学年に関係なくクラスが決められていて、自分の学年の勉強ではなく、低学年 ベルきょう だい だんせい したいの 勉強をさせられていたのが、不満だった。ちゃんと、勉強したかった。(20代・男性・肢体)
- ・ 転勤で全道を歩き、市町村の助成制度に大変な格差を感じましたが、札幌市は一番いいた。 と思います。移動に苦労していましたが、ガソリン助成等で助かっています。旭川市は補助もなく、市教委が親のことを考えない。現場の先生と市教委の考え方も現状と違う。本当など、集言の数々。特別支援学校制度になり、札幌養護に通ってますが、路線バスの廃止たが、カン接近で大変困っています。その中で札養の先生方は、障害の勉強をされ、とてもどりょく ア・スア で大変困っています。その中で札養の先生方は、障害の勉強をされ、とてもどりょく カル かんしゃ かんじます。 特殊学級の先生と大きな差で、意識の違いを外人 されているのが分かり、感謝です。特殊学級の先生と大きな差で、意識の違いをかん ます。(10代・男性・知的・支援者記入)
- ・ ろう学校がなくなるのは困る。「特別支援」はかえって障がい児にとってマイナス要因になるのでだいがく のーとていく じょうほうほしょう がっこう ほしょう はった 学での「ノートテイク」など情報保障が、どの学校も保障されるようにしてほしい。(30代・  $^{\text{Cuth}}$  しかく  $^{\text{Cuth}}$  たい 大学での「グートテイク」など情報保障が、どの学校も保障されるようにしてほしい。(ない 大学で 人間 はい たい たい といく 大学での「グートティク」など はい しかく ちょうかく 女性・視覚/ 聴覚)
- せいしんしょうがい あんけーと せいしんしょうがいしゃ いめーじ ひと なに 精神障害についてのアンケートをとると、精神障害者のイメージを「こわい人」「何をするか ひと などなどわる いんしょう も ひと おお おどろ しょうちゅうこう せいと わからない人」等々悪い印象を持っている人が多いのに驚く。小中高の生徒を ボランティアに受け入れているが、子供たちは精神障害者のイメージを触れ合いの中で変えていく。 がっこうきょういく なか しょうがいしゃきょういく ゲロ で変えていく。 学校教育の中に障害者教育をもっと入れてほしい。(70代・女性・精神)
- topうがっこう ころ わたし たいおう おもしろ はんこう けっか ちてきしょうがいしゃようがっこう 中学校の頃、私の対応を面白がられ、いちいち反抗してた。その結果、知的障害者用学校 うつ だい じょせい ぁ す ぺる が ーしょうこうぐん に移された。(30代・女性・アスペルガー症候群)
- たいいく だんし じょし ゎ ぉこな しゅうじせっと ぇ ぐせっと だんじょべつ いろ してい 体育を男子と女子に分けて 行 っ た り、習字セット、絵の具セットも男女 別の色を指定する きょうし ぉぉ こ ないさく しんたいそくてい しゅうがくりょこう 教 師 が 多 く、個のちがいをないがしろにする 傾 向 が 強 い。(対 策)身 体 測 定、修 学 旅 行 の っゃゎ などふかのう たいいく のうりょくべつ も もの だんじょかんけい せんたく 部屋割り等不可能なものはあるが、体育を能力別にしたり、持ち物は男女関係なく選択できる はいりょ こ そんちょう きょういく ひつよう だい じょせい せいどういつせいしょうがいように配慮したり、個を 尊 重 した 教 育 が 必要。(30代・女性・性同一性障害)

#### <よかったこと>

- ・ 高 校 時代に 体 操 で怪我をして 車 いす生 活 になりました。 当時の 高 校 は、バリアフリー設備はなく、 がくねん きょうしっ かい き 学 年 ごとに 教 室 のある 階 が決まっていました。そして、その学 年 の生徒は、その学 年 の 教 室 が かい いどう ある 階 に移動していました。でも、私 が 復 学 するときは、固定されていた学 年 ごとの 教 室 を、私 がくねん きょうしっ わたし ある 階 に移動していました。でも、私 が 復 学 するときは、 固定されていた学 年 ごとの 教 室 を、私 の学 年 にあたる 教 室 を 1 Fに移動することになりました。 校 長 先 生 の指示によるこうした 配 慮 かたし そつぎょう かたし そつぎょう かたし そうぎょう かたし そうぎょう がらねん ね は 卒 業 できました。 (50代・男 性・肢体)
- \* ・ 普通学 校に通学していて体育の授業は、いつも見学でしたが、ある時、両腕のみを使って ぜんしん きょうぎ せんせい こうあん わたし たいいく じゅぎょう さんか うれ いま 前進する競技を先生が考案し、私もはじめて体育の授業に参加したことが、嬉しくて今で も忘れることができません。(50代・女性・肢体)
- ・ 養護 学 校 では、 同 学 年 でクラスが 複 数 の生徒で 構 成 されていたが、それぞれの生徒の 学 力 に \*\* 大い だい じて、 勉 強 を 教 え てくれた。(20代・男 性・肢体)
- げんごしょうがい しょうがっこうじだい くらすめーと こみゅにけーしょん がっこうせいかつ 言語 障 害 があり 小 学 校 時代は、クラスメートとコミュニケーションがとれなくて学 校 生 活 がつまらなかったけど、中 学 生 になって携 帯電話を持たせてもらったら、メールでコミュニケーションがと たの がっこうせいかっ か だい じょせい げんご したい れて、友 人が増えて、とても楽 しい 学 校 生 活に変わりました。(10代・女 性・言語/肢体)
- ・ 近くの高校生に時々あいさつされて、とても嬉しい。(50代・女性・精神)
- だいがく へんにゅうご きょうかん じぶん しょうがい はな りかい さいぜんれつちゃくせき こうぎしっ 大 学に編 入 後、共 感 に自分の 障 害 のことを話 し、理解してくれた。 最 前 列 着 席、講義室 へんこうご とき ちず か ちりてきしつにん 変更後の時、わかりやすい地図を書いてくれた(地理的失認があったから)。講義、単位認定試験は けんじょうしゃ おな あっか 健 常 者 と同 じに 扱 っ て くれたが、私 にとっては「特 別 扱 い されない」ということでよかった。(50代・女 性・ 重 複 障 害)

# しょくば しせっ こよう ろうどうげんば (3)職場・施設(雇用・労働現場)

しょくば しょうがいしゃ きいん さべつ ろうどうじょうけん れつあく かいこ ふあん 職 場 では、障 害者に起因した差別、労働条件の劣悪などがあるが、解雇されることなどを不安にかん がまん ひと おお しごとかんれん かいとう ひと ないよう 感じて我慢している人も多い。仕事関連で回答している人は、ほとんどがそうした内容である。

ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ たい さべつてき たいおう みうここでも知的障害者や精神障害者に対する差別的な対応が見受けられる。

#### ふべん こま **<不便、困 っ たこと>**

- しょうがい おう しけん てんじ しゅわつうやく はいちなど しょくば かんきょう ふじゅうぶん しょくぎょうてきせい 障 害に応じた試験 (点字・手話通訳の配置等) や職場の環境が不十分なため、職業適性 のうりょくいぜん しょうがいしゃ はいじょ だい だんせい したいや能力以前に障害者は、排除されています。(40代・男性・肢体)
- しょうがいしゃじりつしえんほうろうしゅうろうしえん こよう えー がた ろうどうしゃ ほうれい てきょう 障害者自立支援法の就労支援の雇用(A)型は、労働者としての法令の適用になっていて ぎむ けんり ほしょう しょうがい ろうどうしゃ ふたんぎむ りょうりょうふたん 義務と権利が保障されているのに、障害のない労働者に負担義務のない利用料負担がもと 求められている。これは、差別だと思う。(30代・男性・肢体)
- ・ 独 学で資格をとったけど、障 害 のない人は、専 門 学 校やサークルに自由に 通 え る けど、自分は、いどう と いれ かいじょ ひつよう 移動やトイレに介 助 が 必 要 だから、そういうところに行けなくて、 障 害 があると選択肢が少 な くなると、いつも 感 じ る。(20 代・男 性・肢体)
- ・ 小 さ い ときから 療 養 所 で育 ち ま し た。大人の人もたくさんいて、そういうのを見ていたので、  $^{tsk}$  しんで、  $^{tsk}$  で  $^{tsk}$  も  $^{tsk}$  で  $^{tsk}$  も  $^{t$
- ・ 障 害 者 自立支援法では、作業 所に通って、少ない工賃をもらっていますが、そこから利用料 ・ たん もと ないます。 作業 所は、福祉的就 労と言われますが、働く場ではないのでしょうか? (50代・男性・支援者)
- しょくば こよう ろうどう かんきょう とく しりょく な もの びょういん まっさーじ こじんびょういん 職 場・雇用・労働はいい環境ではない。特に視力の無い者は病院のマッサージ(個人病院で

- やす ちんぎん しょうきゅう ろうどうしゃ つか す われわれしかくしょうがいしゃ おな とくは) 安い賃金で昇 給 もなし、また労働者は使い捨て。我々視覚障害者も同じ。特にしかくしょうがいしゃ しごと 視覚障害者の仕事でもあはき(あんま・はり・きゅう師)は無資格者が平気で報酬を取るというこ さぎこうい おも だい だんせい しかくとは詐欺行為になると思う。(50代・男性・視覚)
- けんしゅうなど つうやく しゅわ ようやくひっき ごうりてきはいりょ きぎょうなど のぞ だい だんせい・ 研 修 等への通 訳(手話・要 約筆記)についての合理的配慮を企業等に望む。(30代・男性・
  ちょうかく
  聴 覚)
- ・ 「おまえみたい 体 のくせに 使 っ て やってるのに」etc、保険なし、残 業 なし、給 料 無 しで 働 かされた 事が何 社 でもある。(40 代・男 性・身 体)
- ・ 作業所の工費(工賃)をもっと上げてほしい。できれば 就 職 したいです。(30代・女性・精神)

#### くよかったこと>

<sup>おも</sup>いけん 主だった意見なし

# ばす でんしゃ こうつうきかん でぱーと いんしょくてん けんちくぶつ (4) バスや電車など交通機関、デパートや飲食店などの建築物

ばすなど こうきょうこうつうきかん りょう うえ うんてんしゅ しょくいん こころ ない言葉を浴びるなどの事例もあいっぽう しょくいん たいおう よったが、一方で職員の対応が良かったとのこともある。同じようにデパートや飲食店も侮蔑的なたいおう 対応をされたという事例と、逆に親切に対応されたという事例もある。やはり、これは従業員に対する教育が不十分であるということだろう。同じように建物についても、障害当事者が設計段階から関わるなどすることが少しでも使いやすいものにつながるし、従業員の教育についてもしょうがいとうじしゃ せっけいだんかいから関わるなどすることが少しでも使いやすいものにつながるし、従業員の教育についてもしょうがいとうじしゃ こえ き のつよう である。

#### ~ スポート こま <**不便、困 っ たこと>**

- しんたい ちてきしょうがいしゃ てちょう ていじ こうつうひ わりびき う せいしんしょうがいしゃ てちょう 身体と知的障害者は手帳を提示して交通費の割引が受けられますが、精神障害者は、手帳でいじ わりびき う みんかん じっし さっぽろしこうつうきょく じちたいを提示しても割引を受けられません。民間が実施するためにも、まず、札幌市交通局といった自治体でっせん じっし ほ おも だい だんせい せいしんが率先して実施して欲しいと思います。(40代・男性・精神)
- くうこう しょうがいしゃたいおう まどぐち じゃる とうじょうてつづ ご とうじょうぐち む たいおう 空 港 で 障 害 者 対 応 の 窓 口 (JAL)で 搭 乗 手続き後、 搭 乗 口 に向かっていると 対 応 した しょくいん はし 取 貴 が 走 っ て きていきなり「ご自身の身のまわりのことは、こちらはお手伝いできませんので」と だい だんせい したい 言われた。(40代・男 性・肢体)
- こうくうき じゃる とうじょうぐち くうこうしょくいん あんない きがわ い ぐち こうくうがいしゃ くるま たいき 航空機(JAL)の 搭 乗 口に空港 職 員 の案内で機側の入り口で航空会社の 車 いすで待機して おな こうくうがいしゃ しょくいん あんない しょくいん む じゃま いると、同じ航空会社の職員が案内してきた職員に向かって「こんなところにいたら邪魔だろ ほんにん まえ はつげん だい だんせい したい う」と本人がいる前で、発言した。(40代・男性・肢体)
- ばりあふりーといれ にもつ つ そうこじょうたい だい だんせい したい・バリアフリートイレに荷物が積まれて倉庫 状態だった。(40代・男性・肢体)
- ・ 札幌駅のステアプライスの建物全体は、バリアフリーでそのことを証明する適合マークもあるのたてものないいんしょくてんだんさに、建物内の飲食店は、段差だらけで、車いすでは入れません。こんな建物が増えているとかん感じる。これが福祉のまちづくりなのだろうか?(40代・男性・肢体)
- ・ 車 いすで、停 車 しているタクシーに 乗 車 しようと向かって行ったら、ふり向いた 運 転 手 と目が  $^{t}$  たくしー  $^{t}$  きゅうはっしん い だい だんせい したい 合い、そのタクシーは、急 発 進 して行ってしまった。(20代・男 性・肢体)
- ばす の ぜんじつ あさいちばん れんらく
  ・ バスに乗るためには、前日か朝一番に連絡しなければならない。でも、ノンステップバスなら連絡
  の は とえいばす れんらく の だい だんせい したい しなくても乗せて欲しい。都営バスは、連絡しなくても乗せてくれる。(40代・男性・肢体)
- じぇいあーるさっぽろえき くるま じょうしゃ じぇいあーるいなづみこうえんえき げしゃ ようじ・ J R 札 幌 駅から 車 いすで 乗 車 して J R 稲 積 公 園 駅で下車して、用事をすませたので、

じょいあーるいなづみこうえんえき じょうしゃ さっぽろえき い じょいあーるいなづみこうえんえき  $\mathbf{J}$   $\mathbf{R}$  稲積公園駅から乗車して札幌駅まで行こうとしたら $\mathbf{J}$   $\mathbf{R}$  稲積公園駅で、このじかん えきいん たくしー じょいあーることにえき い 時間は、駅員がいないからタクシーで  $\mathbf{J}$   $\mathbf{R}$  琴似駅まで行くように言われた。下車するときには、何も言われなかったのに・・・・・ (20代・女性・肢体)

- こうきょうこうつうきかん ばりあふりー ふじゅうぶん りょう せいげん だい だい だんせい したい・ 公共交通機関のバリアフリーが不十分なため、利用が制限されてしまう。(40代 男性 肢体)
- こうきょうこうつうきかん りょう いどうせいやくしゃ たいせい ふじゅうぶん だい だんせい したい 公 共 交 通機関を利用できない移動制 約 者のための体制が不十分だ。(40代 男性 肢体)
- \* さっぽろししゃかいふくしそうごう せん たー しゅうへん いんしょくてん だんさ かいだん くるま \* 札幌市 社 会 福祉 総 合 センター 周 辺 の 飲 食 店 のほとんどは、段差や階 段 があって 車 いすでは にゅうてん だい だんせい したい 入 店 できません。(40代・男性・肢体)
- もうどうけん にゅうてん にゅうじょう じょうしゃ ことわ だい だんせい しかく・ 盲導犬の入店、入場・乗車を断られた。(50代・男性・視覚)
- ・ 飲食店でメニューを指さした。違う内容のものが運ばれる。店員によって、伝票に記入 がくにん ひと だい じょせい ちょうかく して、みせて、確認してくれる人もいて、ありがたい。(60代・女性・聴覚)
- せいしんしょうがいしゃ ばす じょいあーる わりびき た めん たくしーちけっと こうふ・精神障害者はバス・JRなどの割引もなく、その他の面(タクシーチケットの交付など)でもかずおお しんたいしょうがいしゃ ゆうぐう だい だんせい せいしん数多く身体障害者より優遇されてない。(50代・男性・精神)
- しょうがいしゃ らいてん つうしょしせつ もう い みせ おおどお めん ゆうめい で 害者は来店しないでと通所施設に申し入れた店がある。大通りに面している有名なこどもようひんてん だい だんせい せいしん しえんしゃきにゅう子供用品店。(50代・男性・精神・支援者記入)

#### <よかったこと>

- ・ 札幌市営地下鉄は、車 いす利用者が 乗 車 を申 し出ると、乗 車 位置の希望を 乗 客 に確認したいおう じょうきゃく いこう ひょうめい で対応する。 乗 客 が、意向を表 明 しない場合は、下車駅の乗り継ぎやエレベーターの位置関係を説 明してから 乗 車 位置を決める。また、下車駅がバリアフリーでなく駅 員も 少 な いときは、他の駅から駅 員が来て、手伝ってくれる。そのときに帰路の時間を言えば、その時間に併せて駅 員をはいち いたい だんせい したい 配置すると言われた。(40代・男性・肢体)
- じぜん れんらく ばす の だい だんせい したい 事前に連絡していなかったけど、バスに乗せてくれた。(20代・男性・肢体)
- じぇいあーるばす うんてんしゅ しんせつ ばすっうがく
  ・ J R バスの運転手さんが親切で、バス通学をしているのですが、いつもやさしく見守ってくれてだい じょせい ちてき しえんしゃきにゅういます。(10代・女性・知的・支援者記入)

## やくしょ びょういん (5)役所・病院

やくしょ びょういん せんもんしょく ばしょ しょうがいしゃ かぞく こころ ことば な じれい 役所、病院という専門職がいる場所でも障害者や家族などに心ない言葉を投げかける事例も ひょうがい こと じゅしん きょひ 見られる。 さらに障害という事で受診を拒否するところという事例もあった。

やくしょ じりつしえんほう りょう さーびす ふまん かん ひと おお役 所では自立支援法などによって利用できないサービスなどについて不満に感 じている人が多い。

#### ふべん こま **<不便、困ったこと>**

- ・ 病 院 は、完 全看護といいながら、介 助 が必 要 な 障 害 者 が 入 院 しようとすると介護者を付ける い ぎょうせい にゅういん かいごさー び す りょう い きょうせい にゅういん かいごさー び す りょう い かね かぞく ように言う。 行 政 は、入 院 すると介護サービスは、利用できないと言う。お 金 があったり、家族がかいじょ かいじょ ようい にゅういん かいじょ ようい できるかもしれないが、生 活保護など 所 得 すく かっ た り、家族がいなかったりする 障 害 者 は、どうすれと言うのでしょうか。(50代・ だんせい 男 性・ 肢体)
- ・ 20年前に役場に行って、段差があるので「スロープがあると楽に入れるですが。」と言ったら「貴方の $^{5}$  ない じょせい したい ためにスロープをつけることはできません。」と言われた。(50代・女性・肢体)
- \*\* ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃひょうしょうせいど みなお おお ゆうじん じぶんじしん しゃかいさんか せいげん 駐 車禁止除外指定車標 章制度の見直しのため、多くの友人や自分自身の社会参加が制限さだい だんせい したい どうよう いけんたすうれる。(50代・男性・肢体)(同様の意見多数)
- いま にゅういん つっよう かいごさー びす う かいごさー びす ぎょうせい ねが 今、入院していますが、必要な介護サービスが受けられない。介護サービスを行政にお願いしたら、断られました。今は、個人で負担していますが、どこまで負担できるのか不安です。生活ほごじゅきゅうしゃ けいざいりょく かぞく 保護受給者や経済力や家族がいない障害者は、入院できないで、北九州市の孤独死事件みたく1人で死んでいくのかと思う。そうなったら問題は、改善されるのでしょうか?結局、 じょうせい ほんしん しょうがいしゃ せいかっ いのち だいせい ゆうせん かたし で の本心は、障害者や高齢者の生活や命より、財政を優先・・・・・でも、私たちには、信じられない金額で地下通路や建物が築かれている。(50代・女性・肢体)
- しょうがいしゃじりつしえんほう づもと じっし じゅうどほうもんかいご いどうしえん しょうがいとうじしゃ ひつよう 障害者自立支援法に基づき実施されている重度訪問介護や移動支援は、障害当事者が必要としているサービスの内容も量も保障されることなく、地域間格差が広がり、より多くのさーびす ひつよう しょうがいしゃ ふたん りょうせいげん ぞうふく せい だい だんせい したいサービスを必要とする障害者ほど、その負担や利用制限が増幅されている。(40代・男性・肢体) どうよう いけんたすう (同様の意見多数)

- ちょうかくしょう
   しゃ びょういん なまえ よ

   ・ 聴 覚 障 がい者が 病 院 で、名前を呼ばれていることに気づかずに 待 合 室 でずっと待っていて

   じゅんばん おそ はなし き ばなし き がかなり 遅くなったという 話 を聞いたことがあります。(40代・女 性・聴 覚・支援者記入)
- そうごうびょういん だれ あんしん つか ばりあふりーしていい ひつよう しゅわつうやくしゃ はいち ぎむ 総合病院は誰でも安心して使えるバリアフリー指定医が必要。手話通訳者を配置する義務をつ だい だんせい ちょうかく ける。(50代・男性・聴覚)
- ・ 歯科医に、知的障害者と言ったら、ことわられた。 4 件目で、見るだけということで、行ったが、そこでは、ちゃんとみせてくれるし、大丈夫ですよと言われ、とてもうれしかった。(10 代・男性・知的 支援者記入)
- いし しっ ひとがら しんだん とうやく ないよう とうじしゃ びょうしょう あっか すす けーす たた 医師の質、人 柄によって診断、投薬の内容が当事者にとって病 症 の悪化を進めるケースが多々 いしおよ いりょう すたっふ ふくし たい ちしき ふりかい もんだい かん さっぽろ ある。 医師及び医療にかかわるスタッフの福祉に対する知識や不理解には問題を感じる。 札 幌にきゅうきゅう せいしんか べっど せんたー かくほ ほ だい だんせい せいしん 牧 急 の精神科のベッドをセンターとして確保して欲しい。(40代・男性・精神)
- ・婦人科へ子どもを連れていったが、出血があると言ってるのに問診のみで診てもらえず、こちらの答 はいこうしょう い はんにん だうんしょう こども えに否定ばかりされた。しまいには性 交 渉 はあるかと言われた。本人はダウン 症 で子供のように なん 大変ショックを受けた。ドクターハラスメントではと思い、医師会に苦情を入れようかと思った。(20代・女性・知的・支援者記入)
- ・ 今、自分の通院している 所 は通訳者がいるので安心しているが、他のほとんどの 病 院 には通 やくしゃ きゅうびょう とき つうやく たの たいへん ひじょう ふあん いぜん いえ たお 訳者がいない。 急 病 などの時、通訳を頼むのも大変で非常に不安。また以前に、家で倒れてきゅうきゅうしゃ めーる よ とき たいいん 教 急 車 をメールで呼んだ時、隊員にいろいろ聞かれてもコミュニケーションがとれず、早く びょういん い ほ いらいら 病 院 に行って欲しいのにイライラした。(60代・男性・聴覚)

#### <よかったこと>

\*\*こな びょういん いし ひっだん たす だい だんせい ちょうかく いつも 行 っている 病 院 は医師が 筆 談 してくれるので 助 か る。(30 代 ・ 男 性 ・ 聴  $\,$  覚 )

### かんこう れじゃーしせっ (6)観光・レジャー施設

## <不便、困ったこと>

- ・ レジャーにせつ しょうがいしゃ りょう ゆうぐなど げんていてき ゆうせんりょうなど たいおう レジャー施設によっては、 障 害 者が利用できる遊具等が限定的なため優先利用等の対応をしているところがあるが、こうした配慮を利用して障害のない人が優先利用している実態がある。そのため、こうした対応をやめたレジャー施設もあると聞き、すごく心ない時代だと感じる。 (40 だい じょせい したい 代・女性・肢体)
- ばりぁふりーるーむ つか た へや たか りょこう だい だんせい したい・バリアフリールームは、使いやすいけど、他の部屋より高くて旅行ができない。(30代・男性・肢体)
- ばりあふりー でざいん れすとらん かいだん かいだん あいだ かいだん あ バリアフリーなのにデザインのためか、レストランが階段と階段の間にあったり、階段で上がらな はい にてる れじゃーしせっ だい だんせい したい ければ入れないつくりのホテルやレジャー施設がある。(50代・男性・肢体)
- えいがかん こんさーとかいじょう ・映画館やコンサート会場では、ときどき、とても見づらい場所に車いす席が用意されている。(30 だい じょせい したい 代・女性・肢体)
- ・ ツアーに申し込もうとして視覚 障 害 者 だからと、断 ら れ た ことがある。逆 に、視覚に 障 害 がいど せつめい はいりょ りょこう じゅうぶんたの けいけん があるということで、ガイドや説 明 などいろいろ配 慮してくれて旅 行を 十 分 楽 しめた経 験もある。 (50代・男性・視覚・支援者記入)
- ばすりょこうつあー けんちょうしゃ たいしょう がいど せつめい まった わ りょこうだいきん・バス旅行ツアーは健 聴者を対象しているけどガイドの説明は全く分からないから旅行代金 だい だんせい ちょうかく をやすくしてほしい。(70代・男性・聴覚)
- ちてきしょう しゃ ゆうえんち のりもの の とき しょう しゃ っ そ ひと たい の 知的 障がい者が遊園地で乗物に乗ろうとした時、「障がい者は付き添いの人と1対1で乗らなく だい だんせい ちてき しえんしゃきにゅう てはならない」と言われ、いやな思いをした。(40代・男性。知的・支援者記入)

ときどきくち みず ふく だ こうい ちゅうい りょう いっぱん かた くじょう たところ、時 々 口に水を含んではき出す行為を注意された。利用していた一般の方からの苦情も あったようだが、「止めて」と言われてもすぐに止められないのが知的障害者なのです。その後プール っ い だい だんせい ちてき しえんしゃきにゅう に連れて行けなくなりました。(10代・男性・知的・支援者記入)

#### <よかったこと>

- ばりあふり-る-む ばす といれ どぁ くるま りょう じぜん ほてる バリアフリールームでないが、バス・トイレのドアをはずすと 車 いすでも利用できると事前にホテルに もう で どぁ はず だい だんせい したい 申 し 出 た ら、ドアを 外 し て くれた。(40代・男 性・肢体)
- はりぁふりー ほてる いぜんしゅくはく もと しゃわー ばすたおるなど ばしょ・バリアフリーなホテルではないが、以前 宿 泊 したとき 求 め たこと (シャワーやバスタオル 等 の場所の  $^{\wedge \lambda = 5}$ など つね はいりょ だい だんせい したい変 更 等)を 常 に 配 慮 してくれる。(40代・男 性・肢体)
- ぇれべーたー てんぽうれすとらん ふくすう じゅうぎょういん たいおう・エレベーターのない展望レストランだったが、複数の従業員で対応してくれた。
- しせつかいしゅうなど しょうがいしゃだんたい いけん ていねい き と **すす** だい だんせい したい・ 施設 改 修 等で 障 害 者 団 体の意見を丁 寧に聞き取りながら進めている。(40代・男性・肢体)
- \*\* いっしょ こうどう にゅうじょうりょう りょういくてちょう お び 親と一緒に行動して、入 場 料 など療育 手帳で割り引きしてくれるのは、とてもありがたいこ かんしゃ えずし えいがかん せき あんない とだと感謝している。S市の映画館でも席に案内してくれるなどして、一人で観覧できた。(20代・じょせい ちてき しえんしゃきにゅう女性・知的・支援者記入)

# th to the thick that the thick tha

けいさつ さいばんしょ しょくいん きょういく りかい ひつよう こえ よ 警察、裁判所については、職員への教育と理解が必要であるという声が寄せられている。 た やくしょ おな しょくいん きょういく じゅうよう おも 他の役所と同じように職員への教育が重要であると思われる。

## く不便、困ったこと>

- c うばん だんさ い だい だんせい したい 交番に段差があって行けない。(30代・男性・肢体)
- ・昨年(2007年)の9月に中央警察署に駐車禁止除外指定の手続きに行ったら窓口で身障 でもょう こびー ひっよう きんじょ こんびに こびー 手帳のコピーが必要なので近所のコンビニでコピーしてくるように言われたが、四肢障害があって それができないと言うと、今回だけ特別にこちらでコピーするから次回からは、自分でコピーして持参するように言われた。なので、こちらも今度から、広報やお知らせで身障手帳持参だけでなく、 こびー じきん あんない コピーも持参と案内するように言った。これって、どっちに問題あるのでしょう?ちなみに以下の はこむべーじょ へっじ はん かんない コピーも持参と案内するように言った。これって、どっちに問題あるのでしょう?ちなみに以下の ホームページには、今も写しを持参することは案内されていません。(50代・女性・肢体)

### http://www.police.pref.hokkaido.jp/info/koutuu/chukin\_jogai/chukin\_jogai.html

- きんきゅうじ つうやく たの だい だんせい ちょうかく ・ 緊 急 時、通 訳を頼 み に く い(20代・男 性・聴 覚)
- しゅわ でき ひと さいばんしょ しょうがい ひと はいりょ ちょうかくしょうがいしゃ けいさっ 手話の出来る人がいない。裁判所では障害をもった人に配慮がない。聴覚障害者は警察や さいばんしょ はたら だい だんせい ちょうかく 裁判所で働けない。(50代・男性・聴覚)
- \* 知人のお子さんが誤認逮捕されたが、障害があるのに手荒い扱いで、警察に、親は同行出来な じょうきょう たいおう わる ば だい だんせい ちてき しえんしゃきにゅう い状況で対応も悪かったらしい(その場で)。(10代・男性・知的・支援者記入)
- ちてきしょうがいしゃ ひこくにん とき しょうがい りかい ちてきしょうがいしゃせんもん 知的障害者が被告人になってしまった時、障害のことを理解してくれている知的障害者専門 べんごし だい じょせい ちてき の弁護士がほしい。(20代・女性・知的)

#### <よかったこと>

- とよびらけいさっしょ ちゅうしゃきんしじょがいしてい てつづ い まどぐち しんしょうてちょう ていじ こ びー・ 豊 平 警 察 署 に 駐 車 禁止除 外 指定の手続きに行ったら窓 口 で 身 障 手 帳を提示したらコピーをと りょうかい しんせつ たいおう いただ だい だんせい しかく 取ることの 了 解 をもとめられ親 切に対応して 頂 い た。(70代・男性・視覚)
- ・ 何度か利用者の事でお世話になり、常にやさしく対応してくれていますが、 障 がいについて、もうりかい かた ふ まも すこし理解してくれる方が増えるといいと思います。(50 代・女性・知的・支援者記入)

# (8) その他

#### ふべん こま <不便、困 っ たこと>

- しょうがいしゃ いけん き でんどく でょうきょう しょうがい とくせい おう たんどく で 害 者 から意見を聞くときは、その人の 状 況 や 障 害 の特性に応じて、単独にしない、 しえんしゃ どうせき き て かくいつてき き かた くふう はいりょ ひつよう 支援者を同席する、聞き手が画一的ではなく聞き方に工夫をするなどの配慮が必要です。(40 だい だんせい ちてき しえんしゃ 代・男性・ 知的・支援者)
- さまざま ばめん しょうがいしゃじしん はな かいごしゃ む たいおう だい じょせい したい・ 様々な場面で、障害者自身が話しても、介護者に向かって対応する。(50代・女性・肢体)
- ・ 障害児の日中活動の場を自宅を改造して造ったときに、民生委員に「近所に迷惑をかける ただいら、挨拶回りをしたほうが良いよ。」と助言(?)された。もちろん、地域とのつながりが必要 だし、開設したのだから近所に挨拶には行くけど、障害児・者 ※ 迷惑をかける存在?だ から挨拶しなければいけない?これって「差別」と「偏見」と思うのは、私だけでしょうか?(50 だい じょせい しえんしゃ 代・女性・支援者)
- せいしんしょうがいしゃ さぎょうじょ かいせつ かいせつ ちょうないかい あいさつまわ い おも 精神障害者の作業所を開設します。開設する町内会に挨拶回りに行こうと思っていませいしんしょうがいしゃ い はんぱつ きけん ひと おも ちいき ひと すが、精神障害者と言うと、反発や危険な人と思われるのではと・・・・・・地域の人たちとつながっていきたいと思っていますが、不安です。(30代・男性・精神)
- じぶん かつどう しんぶんき じ けいさい あと きんじょ せんとう い しんぶんき じ わたし 自分たちの活動のことが、新聞記事に掲載された後に、近所の銭湯に行ったら、新聞記事に私 の ちなた せいしんしょうがいしゃ にゅうよく ことわ が載っていたので、「貴方は、精神障害者だから入浴はお断りします。」と言われた。(30代・だんせい せいしん 男性・精神)
- しょうがいしゃ がい もじ か しょうがいしゃ せいかつ ふべん しゃかい そんざい 障害者の「害」の文字を「がい」に変えることより、障害者の生活の不便さや社会に存在す きべつ へんけん ばりぁ な せいど じゅうじつ だい じょせい したい る差別や偏見やバリアを無くし、制度を充実してほしい。(40代・女性・肢体)
- しょうがいしゃ がい もじ か ひつよう か ひつよう へんこう もんだい ほんしつ あいまい 障 害 者の「害」の文字を「がい」に変える必要はありません。変更は、むしろ、問題の本質を曖昧 にするだけで意味がありません。本来の障害の定義をきちんと理解し、そこに存在する課題を明確 にするとともに、その改善に努めることこそが必要です。事実、多くの障害当事者団体は、「害」 もじ へんこう の文字を変更していません。 (40代・男性・肢体)

- でょういん かんぜんかんご かいじょ ひつよう しょうがいしゃ にゅういん かいごしゃ っ 病 院 は、完 全看護といいながら、介 助 が 必 要 な 障 害 者 が 入 院 しようとすると介護者を付ける ように言う。 行 政 は、入 院 すると介護サービスは、利用できないと言う。お 金 があったり、家族がかいじょ かいじょ ようい にゅういん かいじょ ようい たいかっきる 障 害 者 は、なんとか 介 助 を用意して 入 院 できるかもしれないが、生 活保護など 所 得 すく が 少 な か っ た り、家族がいなかったりする 障 害 者 は、どうすれと言うのでしょうか。(50代・たんせい したい 男 性・肢体)
- ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃひょうしょうせいど みなお おお ゆうじん じぶんじしん しゃかいさんか せいげん 駐車禁止除外指定車標 章制度の見直しのため、多くの友人や自分自身の社会参加が制限されてしまいます。(50代・男性・肢体)(同様の意見多数)
- ・ 札幌市の障害者交通費助成制度の見直しが進められているため、作業所への通所ができなくなり、作業所も利用者が来なくなって運営できなくなり、障害者に必要な福祉のサービスやしょうがいしゃ せいかつきばん くず だい だんせい せいしん どうよう いけんたすう 障害者の生活基盤が崩されていく。(40代・男性・精神)(同様の意見多数)
- いま にゅういん ひっよう かいごさー びす う かいごさー びす ぎょうせい ねが 今、入院していますが、必要な介護サービスが受けられない。介護サービスを 行 政 にお願いした いま こじん ふたん ら、断 ら れ ま し た。今は、個人で負担していますが、どこまで負担できるのか不安です。生活 ほごじゅきゅうしゃ けいざいりょく かぞく 保護 受 給 者 や経 済 力 や家族がいない 障 害 者 は、入 院 できないで、北 九 州 市の孤独死事件 みたく 1 人 で死んでいくのかと思う。そうなったら問題は、改善されるのでしょうか? 結 局、ぎょうせい ほんしん しょうがいしゃ せいかつ いのち ざいせい ゆうせん かたし 行 政 の本 心は、障 害 者 や高 齢 者の生活や 命 より、財 政を優先・・・・でも、私 た ち に は、信じられない金額で地下通路や建物が築かれている。(50代・女性・肢体)
- しょうがいしゃじりつしえんほう もと じっし じゅうどほうもんかいご いどうしえん しょうがいとうじしゃ ひつよう 障害者自立支援法に基づき実施されている重度訪問介護や移動支援は、障害当事者が必要 さーびす ないよう りょう ほしょう ちいきかんかくさ ひろ おお さーびす としているサービスの内容も量も保障されることなく、地域間格差が広がり、より多くのサービス ひつよう しょうがいしゃ ふたん りょうせいげん ぞうふく だい だんせい したい どうようを必要とする障害者ほど、その負担や利用制限が増幅されています。(40代・男性・肢体)(同様いけんたすうの意見多数)
- こうきょうしせつなど もう しんしょうしゃようちゅうしゃじょう あき ひつよう ひと と 公 共 施設等に設けている身障者用駐車場を、明らかに必要としない人が停めています。 ちゅうしゃじょう くるま しょうしゃ の  $^{18}$  ま は、車 いす使用者が乗り降りするためにドアを全開するスペースの確保や移動や歩行こんなん しょうがいしゃ ふたん けいげん りょうもくてき こうほう しゅうちが 困難な障害者の負担を軽減するためのものです。こうした利用目的の広報・周知はもちろん あ かんぽいす じょうれい さがけん と く たいおう きたい だい だんせい したいですが、空き缶ポイ捨て条例や佐賀県の取り組みのような対応を期待します。(40代・男性・肢体)

# しょう じ しゃけんりようごじょうれいけんとうぷろじぇくとちーむ 障がい児・者権利擁護条 例検討プロジェクトチーム

こ も ん さわ おか のぶ ひろ 顧 問:沢 岡 信 広

かいちょう はやし ひろ ふみ 会 長:林 大 記

じむきょくちょう たか はし とおる 事務局 長:高 橋 亨

じむきょくじちょう ひろ た みち した だい き **事務局次長:広 田 まゆみ、道 下 大 樹** 

> ひら で よう こ み つ たけ お みつ い こ 平 出 陽 子、三 津 丈 夫、三 井 あき子

はっこうび ねん がつはつか発行日:2009年4月20日

はっこうしゃ みんしゅとう どうみんれんごうぎいんかい しょう じ しゃけんりようごじょうれいけんとう ぷ ろ じ ぇ く と ち ー む 発 行 者: 民 主 党・道 民 連 合 議 員 会 障 がい児・者 権 利 擁 護 条 例 検 討 プロジェクトチーム

さっぽろしちゅうおうくきた じょうにし ちょうめ ほっかいどうぎかいない 〒060-0002 札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会内

でんわ TEL:011-204-5906 FAX:011-232-1847

ほーむペーじ

URL: http://www.minsyu.net/